

第三十四回国会 社会労働委員会議録 第三十四号

昭和三十五年五月十日(火曜日)
午前十一時二分開議

出席委員
委員長 永山 忠則君
理事大石 武一君 理事田中 正巳君
理事藤本 捨助君 理事井中 義高君
理事八木 一男君 理事堤 加藤 錄五郎君
斎藤 邦吉君 古川 丈吉君
伊藤 よし子君 中山 マサ君
岡本 隆一君 河野 勇君
栗原 俊夫君 大原 亨君
五島 虎雄君 小林 進君
本島百合子君 中村 英男君

同 日
委員石田博英君及び山田彌一君辞任につき、その補欠として古川丈吉君及び山田彌一君が議長の指名で委員に選任された。

委員石田博英君及び山田彌一君辞任につき、その補欠として古川丈吉君及び山下春江君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日
委員五島虎雄君辞任につき、その補欠として遠沼稻次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日
委員五島虎雄君辞任につき、その補欠として遠沼稻次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日
委員亀山幸一君及び古川丈吉君辞任につき、その補欠として辻寛一君及び山下春江君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日
委員亀山幸一君及び古川丈吉君辞任につき、その補欠として辻寛一君及び山下春江君が議長の指名で委員に選任された。

及び山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

同(坊秀男君紹介)(第三二四一號)
同(三鍋義三君紹介)(第三二四三號)

同(山崎義君紹介)(第三二四四號)
同(水谷長三郎君紹介)(第三二五四四號)

同(木下哲君紹介)(第三二九〇號)
同(木下哲君紹介)(第三二九一號)

同(木下哲君紹介)(第三二九二號)
同(木下哲君紹介)(第三二九三號)

同(木下哲君紹介)(第三二九四號)
同(木下哲君紹介)(第三二九五號)

同(木下哲君紹介)(第三二九六號)
同(木下哲君紹介)(第三二九七號)

同(木下哲君紹介)(第三二九八號)
同(木下哲君紹介)(第三二九九號)

同(木下哲君紹介)(第三二九〇號)
同(木下哲君紹介)(第三二九一號)

同(木下哲君紹介)(第三二九二號)
同(木下哲君紹介)(第三二九三號)

同(木下哲君紹介)(第三二九四號)
同(木下哲君紹介)(第三二九五號)

同(木下哲君紹介)(第三二九六號)
同(木下哲君紹介)(第三二九七號)

同(木下哲君紹介)(第三二九八號)
同(木下哲君紹介)(第三二九九號)

同(木下哲君紹介)(第三二九〇號)
同(木下哲君紹介)(第三二九一號)

同(木下哲君紹介)(第三二九二號)
同(木下哲君紹介)(第三二九三號)

同(木下哲君紹介)(第三二九四號)
同(木下哲君紹介)(第三二九五號)

同(木下哲君紹介)(第三二九六號)
同(木下哲君紹介)(第三二九七號)

同(木下哲君紹介)(第三二九八號)
同(木下哲君紹介)(第三二九九號)

同(木下哲君紹介)(第三二九〇號)
同(木下哲君紹介)(第三二九一號)

同(木下哲君紹介)(第三二九二號)
同(木下哲君紹介)(第三二九三號)

同(木下哲君紹介)(第三二九四號)
同(木下哲君紹介)(第三二九五號)

同(木下哲君紹介)(第三二九六號)
同(木下哲君紹介)(第三二九七號)

同(木下哲君紹介)(第三二九八號)
同(木下哲君紹介)(第三二九九號)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する陳情書(長野県北佐久郡立科町藤沢四百十二番地)松井吉之助(第七六九号)

失業対策事業就労者の貸金引上一律支給に関する陳情書(小樽市議会議長岩谷静衛)(第七七〇号)

石炭鉱業離職者緊急就労事業費全額国庫負担に関する陳情書(福岡県田川郡添田町議会議長畠田金太郎)(第七七一号)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正等に関する陳情書(愛媛県北宇和郡吉田町議会議長上野七雄)(第七七二号)

未帰還者の調査等に関する陳情書(兵庫県議会議長細見達哉)(第八〇八号)

未帰還者の調査等に関する陳情書(兵庫県議会議長吉野嘉吉)(第八〇九号)

国民年金法の一部改正に関する陳情書(三鷹市議会議長吉野嘉吉)(第八〇九号)

労働組合法及び労働関係調整法の一部改正に關する陳情書（大阪商工会議所会頭杉道助）（第八六六号）

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

母子福祉資金の貸付等に関する

一九三〇年

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

2 前項の規定により母子福祉団体
が事業開始資金又は事業継続資金

第七条の二 第三条の二第一項の規
(母子福祉団体に対する監督等)

母子福祉団体である場合において、その団体が貸付けの対象と

○永山要員長　去る四月二十七日付託
になりました内閣提出の母子福祉資金
の貸付等に關する法律の一部を改正す
る法律案を議題とし、審査を進みます。

が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者であるものに対し、当該事業につき、事業開始資金及び事業継続資

において延長することができる。
第六条中「貸付金」の下に「(第三条
の二第一項の規定による貸付金を除
く。)」を加える。

四 貸付金の貸付けを受けた者が
母子福祉団体である場合において、その団体が母子福祉団体で
なくならぬとき。

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

員が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

象となつた事業の經理及び収益の
処分については、政令の定めるところに従わなければならぬ。

母子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している

(予)
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十一回国会閣法第一八三号）
船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五号）

4 第二条に於ける一切を含む。

この法律において「母子福祉團體」とは、配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の規定により現に児童を扶養している者（以下「配偶者のない女子であつて、児童を扶養する者」と

改め、同条第一項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「十万元以内」の下に「母子福祉団体に対する貸付けについては、百万円以内」を加え、同条第五号中「三万円以内」の下に「母子福祉団体に対する貸付けに

第三条の二第一項の規定するところに該母子福祉団体に対する貸付は、その貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子福祉団体に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

者を使用するものでなくなつたとき。

○永山委員長　これまで会議を開いてお
す。

この際、参考人出頭要求に關する件についてお詣りいたします。内閣提出の身体障害者雇用促進法案について参考人より意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

よう)に決しました。
なお、時日及び参考人の選定につきましては、委員長に御(おん)一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○永山委員長 御異議なしと認め、さ
ように決しました。

第三条の二 都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体があつて、その事業に使用される者

るものについては、前項の規定に
かかわらず、政令で定めるところ
により、その据置期間を、貸付け
の日から二年をこえない範囲内

寄附行為に違反した場合において、当該理事を解職すべき旨を勧告すること。

うに改める。
第十条の二第一項第一号を次のよ
うにべき者」に、「納付を命ぜられた金額」を「納付すべき金額」に改める。

一 災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

第十二条第二項中「利子、」の下に「第八条第一項又は」を加える。

第十五条第五項を削る。

第十六条第一項中「児童を扶養している者」の下に「又は母子福祉団体を加え、同条第二項中「みずからその業務に従事しなければならない」を「みずからその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者にその業務に従事させなければならない。」に改め、同条第三項中「児童を扶養している者」の下に「及び母子福祉団体」を加える。

3 標助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

4 標助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

4 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和三十四年法律第二百八十八号）の一部を次のよう改正する。

第二条 削除 第二条を次のように改める。

理由 母子福祉団体に事業開始資金及び事業継続資金の貸付けを行なうことができるようになると、住宅補修資金について据置期間を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 まずその趣旨の説明を求めておきます。内藤厚生政務次官。

○内藤（隆）政府委員 ただいま議題となる内藤厚生政務次官。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とし、第七号の四を第七号の三とする。

第三十六条中「第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定」を「第十条第八号の規定」に改める。

3 標助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

府県が母子世帯の母や子に対し、生業資金、修学資金等八種類の資金を貸し付け、その経済的自立の助成をはかることを目的としているものであります。道府県が母子世帯の母や子に対し、生業資金、修学資金等八種類の資金を貸し付けようとするものであります。改正の第三点は、災害により被害を受けた母子世帯に対する事業開始資金、事業継続資金または住宅補修資金について、その据置期間を貸付の日から二年間まで延長することができるようになります。

国における母子福祉対策に多大の寄与をいたしているのであります。今回の改正の第一点は、母子世帯の福祉をはかることを主たる目的とする社会福祉法人または民法第三十四条の規定により設立された法人が、母子世帯の母を使用して行なう事業について、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができるようになります。ともに、その貸付金額の限度をそれぞれ百万円及び三十万円とし、その利率を年五分とするなどあります。

○永山委員長 本案に対する質疑は後日譲ることといたします。

○永山委員長 本案に対する質疑は後日譲ることといたします。

○永山委員長 去る四月二十六日、予備審査のため送付せられ、本委員会に付託になりました内閣提出の薬事法案及び薬剤師法案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 薬事審議会（第三条・第四条）

第三章 薬局（第五条・第六条）

第四章 医薬品等の製造業及び輸入販売業（第七条・第八条）

第一節 製造業（第十二条・第十三条）

第二節 輸入販売業（第二十二条・第二十三条）

第五章 医薬品及び医療用具の販売業（第二十四条・第二十五条）

第六章 医薬品等の基準及び検定（第四十一条・第四十三条）

この種の措置は、從来大災害ごとに特別立法により行なわれてきたものであります。これを一般的な制度として、災害による被害を受けた母子世帯の福祉をはかるとするものであります。

以上が改正案の大要であります。ありますが、これを一般的な制度として、災害による被害を受けた母子世帯の福社をはかるとするものであります。

第三節 医薬品の取扱い（第四十九条・第五十八条）

第四節 化粧品の取扱い（第六十条・第六十二条）

第五節 医療用具の取扱い（第六十三条・第六十五条）

第六章 医薬品等の広告（第六十六条・第六十八条）

第七章 監督（第六十九条・第七十七条）

第八章 六条・第六十九条・第七十七条

第九章 第十章 雜則（第七十八条・第八十三条）

第十章 第十一章 制則（第八十四条・第八十五条）

第十二章 第十三条

第十三条 第四十九条

附則 第二章 総則

（目的） 第二章 総則

第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。

第二条 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

（定義） 1 日本薬局方収載の各号に掲げる物をいう。

2 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、

器具器械(歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。)でないもの(医薬部外品を除く。)

三人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの(医薬部外品及び化粧品を除く。)

この法律で「医薬部外品」とは、この法律で「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とするが、前項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることをあわせて目的とされている物を除く。

一 吐き気その他不快感又は口臭若しくは体臭の防止
二 あせも、ただれ等の防止
三 脱毛の防止、育毛又は除毛
四 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止

この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をそよかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものを行う。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号

に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

人若しくは動物の疾病的診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であつて、政令で定めるものをいう。

この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行なう場所(その開設者が医薬品の販売業をあわせ行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の経過によつて、その効力を失う。

(許可の基準)

第五条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

第二章 薬事審議会

(中央薬事審議会)

第三条 厚生大臣の諮問に応じ、薬事(医療用具に関する事項)を含む。(以下同じ。)に關する重要な事項(薬剤師国家試験に關する事項を除く。)を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として中央薬事審議会を置く。

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一項の許可を更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

一 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含む。第十三条第二項において同じ。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。

イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過してい

ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、毒物及び劇物取締法(昭

都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

其他地方薬事審議会の組織、運営その他の薬事審議会に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第三章 薬局

(開設の許可)

第五条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

第二章 薬事審議会

(中央薬事審議会)

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一項の許可を更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

一 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含む。第十三条第二項において同じ。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。

イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過してい

ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、毒物及び劇物取締法(昭

和二十五年法律第三百三号)その他薬事に關する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

二 禁治産者、精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

ホ その性癖素行に照らして、薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害することが明白である者

(名称の使用制限)

第七条 医薬品を取り扱う場所であつて、第五条第一項の許可を受けた薬局(以下単に「薬局」という。)でないものには、薬局の名称を附してはならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りではない。

(薬局の管理)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「薬局開設者」という。)(薬剤師国家試験に關する事項を除く。)を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として中央薬事審議会を置く。

(休廃止等の届出)

第十条 薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、又はその薬局の管理者その他厚生省令で定める事項を変更したときは、十日以内に、薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(政令への委任)

第十二条 この章に定めるもののは、薬局の開設の許可、許可の更新、管理その他薬局に關し必要な事項は、政令で定める。

(製造業の許可)

第十四条 医薬品等の製造業及び輸入販売業

第十五条 化粧品又は医療用具の製造業の許可

する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県に、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物の業務につき、必要な注意をしなければならない。

第九条 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物の業務につき、必要な注意をしなければならない。

(管理者の義務)

を受けた者でなければ、それを

れ、薬として、医薬品、医薬部外

品、化粧品又は医療用具の製造

(小分けを含む。以下同じ。)をし

てはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が製造所ごとに与える。

3 第一項の許可是、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(許可の基準)

第十三条 前条第一項の許可の申請者が製造しようとする物が、日本

薬局方に認められていない医

品、医薬部外品又は次条第一項に規定する化粧品若しくは医療用具である場合において、その者がそ

の物につき同条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による厚生大臣の承認を受けてい

ないときは、その品目に係る前条第一項の許可是、与えない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 その製造所の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者が、第六条第二号イか

らホまでのいずれかに該当するとき。

(日本薬局方外医薬品等の製造の承認)

第十四条 厚生大臣は、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬

部外品、厚生大臣の指定する成分

を含有する化粧品又は医療用具

(厚生大臣の指定する医療用具を除く。)につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、その名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果等を審査して、品目ごとにその製造についての承認を与える。

2 前項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。

(医薬品の製造の管理)

第十五条 医薬品の製造業者は、自ら薬剤師であつてその製造を実地に管理する場合のほか、その製造を実地に管理させるために、製造所ごとに、薬剤師を置かなければならぬ。ただし、その製造の管理について薬剤師を必要としない医薬品については、厚生大臣の承認を受けて、薬剤師以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

(医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の責任技術者)

第十七条 医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、厚生省令の定めるところにより、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造を実地に管理させるために、製造所ごとに、責任技術者を置かなければならない。

(製造品目の変更等の許可)

第十八条 医薬品、医薬部外品、化

品又は医療用具の製造業者は、当該製造所において製造する品目を変更し、又は追加しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可については、第十三

3 前二項の規定により医薬品の製造を管理する者(以下「医薬品製造管理者」という。)については、

第八条第三項及び第九条の規定を遵守する。この場合において、第八条第三項中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

(医薬品の製造に関する遵守事項)

第十六条 厚生大臣は、生物学的製剤その他その製造に關し特別の注意を必要とする医薬品について、

厚生省令で、製造所内外の清潔保

持、作業記録の作成その他その医

薬品の製造に關し製造業者が遵守すべき事項を定めることができ

る。

(都道府県知事の経由)

第二十条 この節の規定による許可、許可の更新若しくは承認(第

十四条の規定による承認を除く。)

の申請又は届出は、製造所の所在

地の都道府県知事を経由して行な

わなければならない。

2 第十四条の規定による承認の申請は、申請者の住所地(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。以下同じ。)の都道府県知事を経由して行なわなければならぬ。ただし、当該品目を製造しようとする製造所の所在地の都道府県知事を経由して行なわなければならぬ。ただし、当該品目を製造しようとする製造所の所在地の都道府県知事を経由して行なわなければならぬ。

(輸入販売業の許可)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業

については、第十三条から第二十

二までの規定を準用する。

(第五章 医薬品及び医療用具の販売業)

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、薬として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配置することを含む。以下同じ。)

してはならない。ただし、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、

その製造し、又は輸入した医薬品

を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、

貯蔵し、又はその販売若しくは貯

するときは、この限りでない。

(休廃止等の届出)

第十九条 医薬品、医薬部外品、化

粧品又は医療用具の製造業者は、

その製造所を廃止し、休止し、若

しくは休止した製造所を再開した

とき、又は医薬品製造管理者、医

薬部外品、化粧品若しくは医療用

具の製造所の責任技術者その他厚

生省令で定める事項を変更した

ときなどに与える。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業

所ごとに与える。

3 第一項の許可是、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間

の経過によつて、その効力を失う。

第二節 輸入販売業

(輸入販売業の許可)

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化

粧品又は医療用具の輸入販売業

の許可を受けた者でなければ、そ

れぞれ、薬として、医薬品、医薬

部外品、化粧品又は医療用具の輸

入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が營業

所ごとに与える。

3 第一項の許可是、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間

の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業

所ごとに与える。

3 第一項の許可是、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間

の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業

所ごとに与える。

3 第一項の許可是、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間

の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業

所ごとに与える。

3 第一項の許可是、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間

の経過によつて、その効力を失う。

(販売業の許可)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化

粧品又は医療用具の販売業者

が、製造業の許可、許可の更

新、製造品目の承認、製造所の管

理その他医薬品、医薬部外品、化

粧品又は医療用具の製造業に関し

必要な事項は、厚生省令で定め

る。

(省令への委任)

第二十一条 この節に定めるものの

ほか、製造業の許可、許可の更

新、製造品目の承認、製造所の管

理その他医薬品、医薬部外品、化

粧品又は医療用具の製造業に關し

必要な事項は、厚生省令で定め

る。

(販売業の規定を準用する)

2 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(医薬品の販売業の許可の種類)
第二十五条 医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

一 一般販売業の許可

二 薬種商販売業の許可

三 配置販売業の許可

四 特例販売業の許可

(一般販売業の許可)

第二十六条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。

2 前項の許可については、第六条の規定を準用する。

第二十七条 一般販売業の業務の管轄については、第八条及び第九条の規定を準用する。

(薬種商販売業の許可)

第二十八条 薬種商販売業の許可是、店舗ごとに、その店舗の所在

地の都道府県知事が与える。

2 前項の許可は、申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員及び政令で定めるこれに準する者を含む。次項及び第三十条第二項において同じ。)が、次

十一条の規定を準用する。

2 前項の許可は、申請者が、

行なうべき必要な知識経験を有する者として政令で定める基準に該当する場合は、申請者が、

行なうべき必要な知識経験を有しないときは、前項の許可を与えないこと。

2 前項の知識経験を有するかどうかの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(配置販売品目の制限)
第三十一条 配置販売業の許可を受けた者(以下「配置販売業者」といふ。)は、前条第一項の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は貯蔵することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないとができる。

一 その店舗の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者が、第六条第二号いから三までのいずれかに該当するとき。

三 (指定医薬品の販売の禁止)

第二十九条 薬種商販売業の許可を受けた者(以下「薬種商」といふ。)は、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(配置販売業の許可)

第三十条 配置販売業の許可是、配置しようとする区域をその区域内の都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

2 前項の許可を受けた者は、前項の許可を与えないことが可能である。

2 前項の身分証明書に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(配置販売業者に対する指導監督)

第三十四条 配置販売業者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、配置販売の業務に従事してはならない。

2 前項の身分証明書に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(配資員に対する指導監督)

第三十五条 特例販売業の許可是、當該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合に、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の知識経験を有するかどうかについての試験を行なつたうえ、与える。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないとができる。

(特例販売品目の制限)

第三十六条 特例販売業の許可を受けた者(以下「特例販売業者」といふ。)は、前条の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は貯蔵することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないとができる。

し、若しくは陳列してはならない。

(配置従事者の届出)

第三十二条 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に從事しようとするときは、その氏名、配置販売に従事しなければならない。

(販売方法等の制限)

第三十七条 藥局開設者又は一般販売業の許可を受けた者(以下「一般販売業者」といふ。)は、配置販売業者は、店舗によ

り、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(配置従事者の身分証明書)

第三十三条 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県に届け出なければならない。

(配置従事者の身分証明書)

第三十四条 配置販売業者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、配置販売の業務に従事してはならない。

2 前項の身分証明書に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(配資員に対する指導監督)

第三十五条 特例販売業の許可是、医薬品の直接の容器又は直接の被包(内袋)を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。)を開き、その医薬品を分割販売してはならない。

2 配置販売業者及び特例販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包(内袋)を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。)を開き、その医薬品を分割販売してはならない。

(配資員に対する指導監督)

第三十六条 医薬品の販売業については、第十条及び第十一條の規定を準用する。

(准用)

第三十七条 医薬品の販売業については、第十条及び第十一條の規定を準用する。

(医療用具の販売業)

第三十九条 厚生大臣の指定する医療用具を業として販売しようとする者は、あらかじめ、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事に厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

(医療用具等の基準)

第四十二条 厚生大臣は、生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、中央薬事審議会の意見を聞いて、その製法、性状、品質、貯法等に關し、必要な基準を設けることができる。

2 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは貯蔵し、若しくは貯蔵してはならない。

(準用)

第四十条 前条第一項の医療用具の販売業については、第十条の規定を準用する。

(日本薬局方)

第六章 医薬品等の基準及び検定

第四十一条 厚生大臣は、医薬品の性状及び品質の適正をはかるため、中央薬事審議会の意見を聞いて、日本薬局方を定め、これを公示する。

(日本薬局方)

第四十二条 厚生大臣は、第一部及び第二部に分け、第一部には、主として、薬用される原薬たる医薬品及び基礎的製剤を收め、第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

2 日本薬局方は、第一部には、主として、薬用される原薬たる医薬品及び基礎的製剤を收め、第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

3 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

4 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

5 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

6 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

7 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

8 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

9 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

10 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

11 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

12 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

13 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

14 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

15 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

16 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

17 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

18 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

19 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

20 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

21 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

22 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

23 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

24 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

25 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会に諮問しなければならない。

26 第二部には、主として、混合製剤及びその他の製剤を收める。

(準用)

第四十条 前条第一項の医療用具の販売業については、第十条の規定を準用する。

(日本薬局方)

第六章 医薬品等の基準及び検定

第四十二条 厚生大臣は、生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、中央薬事審議会の意見を聞いて、その製法、性状、品質、貯法等に關し、必要な基準を設けることができる。

2 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

3 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

4 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

5 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

6 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

7 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

8 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

9 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

10 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

11 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

12 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

13 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

14 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

15 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるとき

は、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に關し、必要な基準を設けることができる。

(検定)

第四十三条 厚生大臣の指定する医薬品又は医療用具は、厚生大臣の指定する者の検定を受け、かつ、

これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 前項の検定に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 医薬品等の取扱い

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い

(表示)

第四十四条 毒性が強いものとして厚生大臣の指定する医薬品(以下「毒薬」といふ)は、その直接の容器又は直接の被包に、黒地に白文字をもつて、その品名及び「毒」の文字が記載されていなければならない。

2 効力が強いものとして厚生大臣の指定する医薬品(以下「劇薬」といふ)は、その直接の容器又は直接の被包に、赤地に白文字をもつて、その品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。

3 前二項の規定に触れる毒薬又は劇薬は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(開封販売等の制限)
第四十五条 医薬品の一般販売業者以外の販売業者は、第五十八条の規定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬を販売し、授与する者には、交付してはならない。

し、又は販売者しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(譲渡手続)
第四十六条 薬局開設者又は医薬品の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者は、毒薬又は劇薬については、譲受人から、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、住所及び職業が記載され、かつ、譲受人の署名又は記名押印のある文書の交付を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

2 薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師又は獣医師若しくは獸医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に対して、その身分に関する公務所の証明書の提示を受けて毒薬又は劇薬を販売し、又は授与するときは、前項の規定を適用しない。これらの者であつて常時取引關係を有するものに販売し、又は授与するときは、同様とする。

3 第一項の文書は、譲渡人において、譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

(交付の制限)
第四十七条 毒薬又は劇薬は、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。(貯蔵及び陳列)
第四十八条 藥務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、厚生省令で定める事項により貯蔵する。

別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。

(要指示医薬品の販売)
第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対し、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。

(第二節 医薬品の取扱い)
第五十条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対し、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。

(第三節 製造番号又は製造記号)
第五十一条 医薬品の直接の容器又は外部の容器又は被包を透過して容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場合にあっては、日本薬局方に収められている。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、その薬局又は店舗に帳簿を備え、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者に対して前項に規定する医薬品を販売し、又は授与したときは、厚生省令の定めるところによつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他の基準において直接の容器又は直接の被包に記載する。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

2 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他の基準において直接の容器又は直接の被包に記載する。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

別段の定めをしたときは、この限りでない。

1 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所

2 厚生省令で定める事項

3 医薬品の直接の容器又は外部の容器又は被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は外部の容器又は被包を透過して容易に見ことができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されなければならない。

2 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

3 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他の基準において直接の容器又は直接の被包に記載する。

2 日本薬局方に収められている。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

人・指示により使用すること

の文字

十 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

十一 薬局開設者又は医薬品の直接の容器又は外部の容器又は被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は外部の容器又は被包を透過して容易に見ことができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されなければならない。

十二 厚生省令で定める事項

十三 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他の基準において直接の容器又は直接の被包に記載する。

十四 日本薬局方に収められている。

十五 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

十六 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

十七 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

十八 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

十九 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十一 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十二 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十三 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十四 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十五 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十六 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

二十七 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見やすい場所にされていなければならず、かつ、これらの事項については、厚生省令の定めるところにより、當該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

(記載禁止事項)

第五十四条 医薬品は、これに添附する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に、当該医薬品に関する虚偽若しくは誤解を招くおそれのある事項、第十五条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けない効能若しくは効果又は保健衛生上危険がある用法、用量若しくは使用期間が記載されていてはならない。

(販売、授与等の禁止)

第五十五条 前五条の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は陳列してはならない。

(販売、製造等の禁止)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、前項と同様とする。

で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの

二 第十四条（第二十三ににおいて準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分又は分量（成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法）がその承認の内容と異なるもの

三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準（第五十条第六号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。）に適合しないもの

四 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質又は汚染されているおそれがある医薬品

五 異物が混入し、又は附着している医薬品

六 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品

七 着色のみを目的として、厚生省令で定めるタル色素以外のタル色素が使用されている医薬品

第五十七条 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなるため、その医薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある物とともに、又はこれと同様のおそれがある容器若しくは被包（内袋を含む。）に収められていてはならず、また、医薬

品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであつてはならない。

2 前項の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならぬ。

(封)

第五十八条 医薬品の製造業者又は輸入販売業者は、その製造し、又は輸入した医薬品を販売し、又は授与するときは、厚生省令の定めるところにより、医薬品を収めた容器又は被包に封を施さなければならぬ。ただし、医薬品の製造業者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第三節 医薬部外品の取扱い

(直接の容器等の記載事項)

第五十九条 医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(直接の容器等の記載事項)

第六十条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(直接の容器等の記載事項)

第六十一条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(直接の容器等の記載事項)

第六十二条 化粧品については、第五十五条及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。

この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは、「第五十九条各号」と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは、「第五十九条又は第六十条において準用する第五十五条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは、「第五十九条又は第六十条において準用する第五十五条」と、第五十五条若しくは第五十四条」と、第五十六条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは、「第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

(直接の容器等の記載事項)

第六十三条 医療用具は、その医療用具又はその直接の容器若しくは直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(直接の容器等の記載事項)

第六十四条 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所

二 「医薬部外品」の文字

三 名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）

四 製造番号又は製造記号

五 重量、容量又は個数等の内容

六 厚生大臣の指定する医薬部外品にあつては、有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びそ

の分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）

五 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

六 厚生省令で定める事項

(準用)

四 第十四条第一項の規定により厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成

分の名称及び分量

五 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

六 厚生省令で定める事項

(準用)

四 第十四条第一項の規定により厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成分の名称及び分量

五 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

(準用)

二 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、製造番号又は製造記号

三 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、製造番号又は製造記

三 厚生大臣の指定する医療用具
にあつては、重量、容量又は個数等の内容量

四 前各号に掲げるもののほか、
厚生省令で定める事項

(準用)

第六十四条 医療用具については、
第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。

第六十四条 医療用具については、
第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十三条中「第四十四条规定を準用する。この場合において、第五十三条中「前二項又は前三条」とあるのは「第六十三条」と、第五十五条第一項中「前二項」とあるのは「第六十三条又は第六十四条において準用する第五十三条若しくは第五十四条」と読み替えるものとする。

(販売、製造等の禁止)

第六十五条次の各号のいずれかに該当する医療用具は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による厚生大臣の承認を受けた医療用具であつて、その性状、品質又は性能がその承認の内容と異なるもの

二 第四十二条第二項の規定によ

りその基準が定められた医療用具であつて、その基準に適合しないもの

三 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなつてゐる医療用具

四 異物が混入し、又は附着していいる医療用具

五 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医療用具

六 その使用によつて保健衛生上の危険を生ずるおそれがある医療用具

(誇大広告等)

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の名称、製造方法、効能、効果又は性能について、明示的であると暗示的であると問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

4 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

5 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

6 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

7 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

8 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

9 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

10 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能について、その名称、製造方法、を保護したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制定又は改廃に関する開議を求めるには、あらかじめ、中央薬事審議会の意見を聞かなければならぬ。

3 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

4 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、あらかじめ、中央薬事審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

5 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

6 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

7 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

8 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

9 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

10 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

11 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

12 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

13 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

14 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

15 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

16 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

17 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

18 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

19 第二項の規定による審議会の意見を聞かなければならぬ場合には、その身分を示す証明書を提出しなければならない。

係者に質問させ、若しくは次条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第二項の規定を準用する。

2 当該職員は、前項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

15 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

18 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

19 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、又はその他の必要な処分をさせ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第二項の規定を準用する。

2 当該職員は、前項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 当該職員が前項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

15 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

18 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

19 第二項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)若しくは第六十五条に規定する医薬品等に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改組を命じ、又はその改組を行なうまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

(管理者等の変更命令)
第七十三条　厚生大臣は、医薬品、医療部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者について、この法律その他業事に觸る法令若しくはこれに基づく处分に違反する行為があつたとき、又はこれららの者(これらの者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項第2号の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。)が第六条第二号(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第二項第二号(第二十三条规定に基づく政令で定める者を含むものとする。)が第六条第二号(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第二項第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(配置販売業の監督)

第七十四条　都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置による配置販売の業務の停止を命ずることができ。この場合において、必要があるときは、その配置員に対しても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第七十六条　厚生大臣又は都道府県知事は、第七十三条若しくは前条第一項の規定による処分をしようとするとき、又は第五条第一項、

(許可の取消し等)

第七十五条　厚生大臣は、医薬品、医療部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者について、この法律その他業事に觸る法令若しくはこれに基づく处分に違反する行為があつたとき、又はこれららの者(これらの者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項第2号の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。)が第六条第二号(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第二項第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(薬事監視員)

第七十七条　第六十九条第一項及び第七十条第二項に規定する当該職員の職権を行なわせるため、国及び都道府県に薬事監視員を置く。

2 薬事監視員は、厚生大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから命ずる。

3 前二項に定めるもののほか、薬事監視員に関する必要な事項は、政令で定める。

(第十章 雜則)
(手数料)
第七十八条　第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の許可又は第十二条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の更新を申請する者は、五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を申請する者は、その承認のための審査につき特に費用を要するものとして厚生省令で定める場合には、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定によ

りて、都道府県知事は、薬局開設者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者について、この法律その他業事に觸る法令若しくはこれに基づく处分に違反する行為があつたとき、又はこれららの者(これらの者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項第2号の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。)が第六条第二号(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第二項第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可の条件)

第七十九条　この法律に規定する許可又は承認には、条件を附すことは、あらかじめ、その相手方(第七十三条の規定による処分をしようとする場合にあつては、その相手方及び同条に規定する管理者又は責任技術者)にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

2 前項の条件は、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可を受けける者に対し不当な義務を課すこととなるないものでなければならぬ。

3 第二十二条第一項の規定に違反した者

4 第二十四条第一項の規定に違反した者

5 第二十二条第一項の規定に違反した者

6 第二十九条の規定に違反した者

7 第三十三条の規定に違反した者

8 第三十六条の規定に違反した者

9 第四十三条第一項の規定に違反した者

10 第四十四条第三項の規定に違反した者

11 第四十九条第一項の規定に違反した者

12 第五十五条第二項(第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

13 第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

の法律中「厚生大臣」とあるのは「農林大臣」と、「厚生省令」とあるのは「農林省令」と読み替えるものとする。

(第十一章 罰則)

第八十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第五条第一項の規定に違反した者

2 第十二条第一項の規定に違反した者

3 第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

4 第二十二条第一項の規定に違反した者

5 第二十四条第一項の規定に違反した者

6 第二十九条の規定に違反した者

7 第三十三条の規定に違反した者

8 第三十六条の規定に違反した者

9 第四十三条第一項の規定に違反した者

10 第四十四条第三項の規定に違反した者

11 第四十九条第一項の規定に違反した者

12 第五十五条第二項(第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

13 第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

合を含む。)の規定に違反した者

十四 第五十七条第二項(第六十一条及び第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十五 第六十五条の規定に違反した者

第十八条次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十七条第一項の規定に違反した者

二 第四十七条の規定に違反した者

三 第五十五条第一項(第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反した者

五 第六十八条の規定に違反した者

六 第四十九条第一項又は第二項の規定に違反した者

七 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

八 第六十九条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をして、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反した者

九 第七十一条の規定に基づく政令の定める制限その他の措置に違反した者

十 第七十二条の規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

十一 第七十三条の規定による命令に違反した者

十二 第七十四条の規定による命令に違反した者

十三 第七十五条第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

十四 第八十六条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項又は第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十五条第一項又は第二項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十七条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第四十五条の規定に違反した者

五 第四十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

六 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

七 第四十九条第一項の規定に違反した者

八 第六十九条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をして、同項に規定による立入検査若しくは取収を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

九 第七十一条の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廢棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第七十二条の規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

十一 第七十三条の規定による命令に違反した者

十二 第七十四条の規定による命令に違反した者

十三 第七十五条第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

十四 第八十六条次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第三十二条の規定に違反した者

三 第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第八十四条、第五十二条、第十二条第三項又は第二十二条第三項に規定する期間は、それより指定されたものとみなす。

四 第八十七条次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十条(第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十五条第一項又は第二項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十九条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第三十三条第一項の規定に違反した者

四 第三十九条第一項の規定に違反した者

五 第六十九条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をして、同項の規定による立入検査若しくは取収を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第七十一条の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廢棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第七十二条の規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

八 第六十九条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をして、同項の規定による立入検査若しくは取収を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

九 第七十一条の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廢棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十 第七十二条の規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

十一 第七十三条の規定による命令に違反した者

十二 第七十四条の規定による命令に違反した者

十三 第七十五条第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

十四 第八十六条次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第三十二条の規定に違反した者

三 第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第八十四条、第五十二条、第十二条第三項又は第二十二条第三項に規定する期間は、それより指定されたものとみなす。

四 第八十七条次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十条(第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十五条第一項又は第二項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 薬事法(昭和二十三年法律第一百九十七号。以下「旧法」といふ。)は、廃止する。(薬事審議会)

第三条 旧法第十三条の規定による薬事審議会は、第三条の規定による中央薬事審議会として、同一性をもつて存続するものとする。(旧法による薬局の登録等)

第四条 この法律の施行の際現に旧法による薬局開設の登録又は医薬品、化粧品若しくは用具の製造業若しくは輸入販売業をもつて存続するものとする。(旧法による薬局の登録等)

第五条 この法律の施行の際現に旧法により、同法の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準(昭和二十四年厚生省告示第十八号)の五の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けている者は、それぞれ、当該店舗又は営業区域につき、この法律による医薬品の一般販売業、薬種商販売業、特例販売業又は配販売業の許可を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法により、同法の規定に基づく医薬品販売業の登録を受けたものとみなさる医薬品の特例販売業又は配販売業の許可を受けたものとみなされる者については、その者が販売されることができるものとして登録されている品目は、それぞれ、第三十五条又は第三十条第一項の規定により指定されたものとみなす。

第七条 旧法第二十九条第二項の規定により発行された配置従事者の身分証明書は、第三十三条第一項

(旧法による医薬品等の品目ごとの許可)

第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により医薬品又は用具について品目ごとの製造又は輸入の許可を受けている者は、それぞれ、当該品目につき、第十四条を含む。)の規定による承認を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法により、同法の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準(昭和二十四年厚生省告示第十八号)の五の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けている者は、それぞれ、当該店舗又は営業区域につき、この法律による医薬品の一般販売業、薬種商販売業、特例販売業又は配販売業の許可を受けたものとみなす。

第七条 旧法第二十九条第二項の規定により、同法の規定に基づく医薬品販売業の登録を受けたものとみなさる医薬品の特例販売業又は配販売業の許可を受けたものとみなされる者については、その者が販売されることができるものとして登録されている品目は、それぞれ、第三十五条又は第三十条第一項の規定により指定されたものとみなす。

第八条 旧法第二十九条第二項の規定により、同法の規定に基づく医薬品販売業の登録を受けたものとみなさる医薬品の特例販売業又は配販売業の許可を受けたものとみなされる者については、その者が販売されることができるものとして登録されている品目は、それぞれ、第三十五条又は第三十条第一項の規定により指定されたものとみなす。

第九条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十条 旧法第二十九条第二項の規定により、同法の規定に基づく医薬品販売業の登録を受けたものとみなさる医薬品の特例販売業又は配販売業の許可を受けたものとみなされる者については、その者が販売されることができるものとして登録されている品目は、それぞれ、第三十五条又は第三十条第一項の規定により指定されたものとみなす。

第十二条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十三条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十四条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十五条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十六条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十七条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十八条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第十九条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第二十条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第二十一条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第二十二条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

第二十三条 旧法第二項の規定を準用する。(旧法による配置従事者の身分証明書)

の規定により発行されたものとみなす。

(旧法による日本薬局方等)

第八条 この法律の施行の際現に旧法によつて発行され、公布されている日本薬局方及び国民医薬品集は、それぞれこの法律による日本薬局方第一部及び第二部とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第一項又は第二項の規定に基づいて定められている基準は、それぞれ第四十二条第一項又は第二項の規定に基づいて定められたものとみなす。

(旧法による検査)

第九条 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項の規定に基づいてなされた検査は、第四十三条第一項の規定に基づいてなされた検定とみなす。

(旧法による文書等の保存)

第十条 この法律の施行前に作成された旧法第三十七条第一項の文書は、第四十六条第三項の規定の適用については、同条第一項の文書とみなす。

2 この法律の施行前に作成された旧法第四十四条第七号の記録は、第四十九条第三項の規定の適用については、同条第二項の帳簿とみなす。

3 前二項の場合において、当該文書又は帳簿を保存すべき期間については、従前の例による。

(旧法の規定に適合する表示)

第十一條 この法律の施行の際現に存する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具で、その容器、被包

包等に旧法の規定に適合する表示がなされているものについては、

この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がなされている限り、この法律の規定に適合する表示がなされる。

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添附される文書であつて、この法律の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がなされているものとみなされるものとみなす。

2 この法律の施行の日から起算して一年以内に医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添附される文書として使用されたときは、当該容器、被包又は文書は、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がなされているものとみなされる文書が添附されているもの又は前条の規定により第五十九条の規定の適用が除外されているものは、その販売又は授与については、第二条の規定にかかわらず、医薬品とみなす。

(無許可医薬品等)

この法律の規定に適合する表示がなされているものとみなす。

(医薬部外品の表示)

第十三条 この法律に定める医薬部外品につき、この法律の施行の際に旧法第二十六条第三項(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条规定の適用については、同条第二項の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は

る事項が記載されている限り、第五十九条の規定を適用しない。

(販売又は授与に付し医薬品とみなされる医薬部外品)

則第十二条の規定によりこの法律の規定に適合する表示がなされたものとみなす。

(旧法による処分及び手続)

第十八条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法により第五十九条の規定の適用が除外されているものは、その販売又は授与については、第二条の規定にかかわらず、医薬品とみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正)

第二十条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「医薬として撰取するもの」を「薬事法(昭和三十年法律第二百九十七号)」に規定する医薬品及び医薬部外品」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 「医薬品」とは、薬事法に規定する医薬品をいう。

第三条第六号を同条第八号と同号を次のように改める。

八 「医療用具」とは、薬事法に規定する医療用具をいう。

第三条第五号の次に次の二号を加える。

六 「医薬部外品」とは、薬事法に規定する医薬部外品をいう。

七 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第五条第四十四号中「用具又は化粧品」を「医薬部外品、化粧品又は医療用具」に、「製造業者及び輸入販売業者の登録」を「製造業者及び輸入販売業者の許可」に、「登録の取扱」を「許可の取消し」に改め、同

(薬事監視員)

第十七条 この法律の施行の際に旧法第五十条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられている者は、第七十七条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられたものとみなす。

(旧法による処分及び手続)

第十八条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法第二十三条第二項第一号「薬事法第二百九十七号」を「薬事法(昭和二年法律第二百九十七号)」に改める。

第二十三条 厚生省設置法の一部改正

二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「医薬として撰

取するもの」を「薬事法(昭和三十

五年法律第二百九十七号)」に規定する医

薬品及び医薬部外品」に改め、同

条第五号を次のように改める。

五 「医薬品」とは、薬事法に規

定する医薬品をいう。

第三条第六号を同条第八号と同号を次のように改める。

八 「医療用具」とは、薬事法に規定する医療用具をいう。

第三条第五号の次に次の二号を加える。

六 「医薬部外品」とは、薬事法に規定する医薬部外品をいう。

七 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第五条第四十四号中「用具又は化粧品」を「医薬部外品、化粧品又は医療用具」に、「登録の取扱」を「許可の取消し」に改め、同

(塩専売法の一部改正)

第二十二条 塩専売法(昭和二十四年法律第二百九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 塩専賣法(昭和二年法律第二百九十七号)

和二十三年法律第二百九十七号)に改め、同

年法律第二百九十七号)に改め、同

第五章　罰則（第二十九条—第三十三条）

附則

第一章　総則

（薬剤師の任務）

第一条　薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章　免許

（免許）

第二条　薬剤師にならうとする者は、厚生大臣の免許を受けなければならない。

（免許の要件）

第三条　薬剤師の免許（以下「免許」という。）は、薬剤師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者

に対して与える。

（絶対的欠格条項）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、免許を与えない。

- 一　未成年者、禁治産者又は準禁治産者
- 二　目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者
- （相対的欠格条項）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一　精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- 二　罰金以上の刑に処せられた者
- 三　前号に該当する者を除くはか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

（薬剤師名簿）

第六条　厚生省に薬剤師名簿を備え、免許に関する事項を登録する

（登録及び免許証の交付）

第七条　免許は、薬剤師名簿に登録することによって行なう。

（免許の取消し等）

第八条　薬剤師が、第四条各号のい

ずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2　薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ぜることができる。

3　都道府県知事は、薬剤師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

5　厚生大臣は、第二項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えてなければならぬ。

（試験事務担当者の不正行為の禁止）

第十四条　審議会の委員その他試験に関し必要な事項は、政令で定める。

（届出）

第九条　薬剤師は、厚生省令の定めることにより、毎年十二月三十日現在において、その氏名、住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

所その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その

（居候）

第十一条　この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十二条　この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

（試験の実施）

第十三条　試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

（薬剤師試験審議会）

第十四条　厚生大臣の諮問に応じ、試験に關する重要事項を調査審議させ、及び試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附屬機関として薬剤師試験審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（試験事務担当者の不正行為の禁止）

第十五条　この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他の試験に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

（受験資格）

第十五条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けとることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

（調剤）

第四章　業務

第十九条　薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は歯科医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、こ

の限りでない。

一　患者又は現にその看護に当つている者が特にその医師又は

二　外国の薬学校を卒業し、又は

三　厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

（医師法）

二　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二条各号の場合

合又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十二条各号の場合

（薬剤師の求めに応する義務）

第二十条　薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。

（名称の使用制限）

第二十一条　調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合に正當な理由がなければ、これを拒んではならない。

（調剤の場所）

第二十二条　薬剤師は、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所において、その病院若しくは診療所又は家畜診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は歯科医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生省令で別

段の定めをした場合は、この限り

でない。

(処方せんによる調剤)

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で

なければ、販売又は授与の目的で

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(処方せん中の疑惑)

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。

(調剤された薬剤の表示)

第二十五条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他の厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

(処方せんへの記入等)

第二十六条 薬剤師は、調剤したとき、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

(処方せんの保存)

第二十七条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せん

を、調剤済みとなつた日から三年間、保存しなければならない。

(調剤録)

第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつたときは、この限りでない。

3 薬局の開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

(第五章 罰則)

第二十九条 第十九条の規定に違反した者(医師、歯科医師及び獣医師を除く。)は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第二項の規定による業務停止の命令に違反した者

二 第二十二条、第二十三条又は第二十五条の規定に違反した者

(施行期日)

1 この法律は、薬事法(昭和三十年法律第○号)の施行の日から五年法律第○号の施行の日から

2 この法律の施行の際現に薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号、以下「旧法」という。)の規定による薬剤師免許を受けた者

3 旧法の規定による免許を受けた者

4 旧法の規定による免許を受けた者

5 旧法第七十六条の規定に該当する者に対する罰金

6 旧法第七十七条の規定に該当する者に対する罰金

7 旧法の規定による免許を受けた者

8 旧法第七条の規定による薬剤師

9 旧法第十四条の規定による薬剤師試験審議会は、第十三条の規定による審議会として、同一性をもつて存続するものとする。

10 旧法第七十四条第二項の規定による試験資格について、当該者

三 第二十四条又は第二十六条から第二十八条までの規定に違反した者

(第三十二条 第九条又は第二十条の規定に違反した者)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三十一条の罰金刑を科する。

(附則)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号、以下「旧法」という。)の規定による薬剤師免許を受けている者は、この法律の規定による免許を受けた者とみなす。

3 旧法の規定による薬剤師免許は、この法律の規定による免許を受けた者とみなす。

4 旧法の規定による薬剤師免許

によつて交付された薬剤師免許証とみなす。

(旧法の規定による免許の取消し等)

5 旧法の規定によつてなされた免許の取消し又は業務の停止の処分は、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。この場合において、業務の停止の期間は、なお従前の例による。

6 旧法第七十六条の規定に該当する者に対する罰金

7 旧法第七十七条の規定に該当する者に対する罰金

8 旧法の規定による免許を受けた者

9 旧法第十四条の規定による薬剤師

10 旧法第七十四条第二項の規定による試験資格について、当該者

(処方せんの保存)

11 第二十七条の規定は、この法律の施行前に当該薬局で調剤された処方せんについても適用する。たゞ、その保存期間は、調剤の日から二年間とする。

(理由)

薬事に関する法制の整備をはかるため、薬剤師の身分及び業務に係る単独の法律を制定し、薬剤師の免許、資格、業務等について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木山委員長 まずその趣旨の説明を求めます。内藤厚生政務次官。

○内藤(隆)政府委員 ただいま議題となりました薬剤師法案及び薬事法案の提案の理由を説明いたします。

現行薬事法は戦後早々の間に立法されましたものであります。種々不備の点もありましたし、またその後における実施の経験に従し、かつ医薬品の飛躍的進歩の事情等に照らし、必ずしもこれたものであります。そこで、この法律案の理由を説明いたします。

現行薬事法は、この法律の規定による試験のうち、これに相当する部分を免除する。

(薬剤師試験審議会)

9 旧法第十四条の規定による薬剤師

10 旧法第七十四条第二項の規定による試験資格について、当該者

によつて交付された薬剤師免許証

(処方せんによる調剤)

11 第二十七条の規定は、この法律

の施行前に当該薬局で調剤された処方せんについても適用する。たゞ、その保存期間は、調剤の日から二年間とする。

(理由)

薬事に関する法制の整備をはかるため、薬剤師の身分及び業務に係る単独の法律を制定し、薬剤師の免許、資格、業務等について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木山委員長 まずその趣旨の説明を求めます。内藤厚生政務次官。

○内藤(隆)政府委員 ただいま議題となりました薬剤師法案及び薬事法案の提案の理由を説明いたします。

現行薬事法は、この法律の規定による試験のうち、これに相当する部分を免除する。

(薬剤師試験審議会)

9 旧法第十四条の規定による薬剤師

10 旧法第七十四条第二項の規定による試験資格について、当該者

次に法律の形につきましても、現行法は薬剤師の身分に関する事項と薬局並びに医薬品、化粧品及び医療用具に関する事項を一本に規定し、かつ条文の配列、用語、表現が理解にきわめて不便でありますので、これについてはいわゆる身分法と業務の実体法とを分離するとともに、条文、体裁を整備せんとするものであります。

なお薬事法の改正につきましては、右のような事情で、かねてから非常に要望が強かつたものであります。今回、薬事審議会の答申を基礎として立案をいたし薬剤師法案及び薬事法案を上程する運びといたした次第であります。

まず薬剤師法案について、御説明申し上げます。

第一に、薬剤師の任務については、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与すべき旨を明らかにし、もつて国民の健康な生活の確保に資する上に努力をいたすべきことを期待する趣旨でございます。

第二に、薬剤師の業務たる調剤につきましては、現行法の不備を補い、調剤録の備付、保存その他の規定を整備することにしております。

次に薬事法案について御説明申し上げます。

第一に、新たに医薬部外品の制度を設け、口中清涼剤、殺虫剤等で人体に対する作用の緩和なもの等を医薬部外品として医薬品の範囲外とし、一面において医薬品の特殊性を明確にするとともに、これらのものの取り扱いを簡易にすることにいたしております。

第二に、都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する重要な事項を調査審議するため、地方薬事審議会を置くことができることといたしてあります。

第三に、薬局、医薬品等の製造業、販売業等についてその業務が適正に行なわれることを確保するため、ます登録制を許可制に改め、その許可基準を整備し、また薬局、製造業等の管理についてその規定を整備するとともに、新たに医薬部外品、化粧品及び医療用具の製造所にも責任技術者を置かなければならぬことといたしたいと考えております。

第四に、医薬品の販売業につきましては、医薬品が生命身体に直接作用するものでありますので、これに関する相当の知識経験を有する者に取り扱われるという本来の建前と、現下の実情とを勘案して、これを一般販売業、薬種商、配管販売業及び特例販売業の四種としております。すなわち、すべての品目を取り扱う者はこれを一般販売業者とし、指定医薬品以外のすべての品目を取り扱う者に薬種商の名称を付し、配置による販売を行なう者は配置販売業者とし、また医薬品販売業の普及が十分でない地域等特に必要がある場合に、品目を指定して認める者を特例販売業者とし、それぞれにつき、許可の内容について規定を設けました。

次に、医薬品の広告に関しましては、医薬品の広告、承認前の医薬品の広告、医薬品の広告についても、ガン等の特殊疾病用の特定医薬品の広告、承認前の医薬品の広告についても所要の制限をしようとしております。

なお、これらの法律の施行に伴う必要な経過措置につきましては、その移行が円滑に行なわれるよう留意いたしております。

○永山委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○永山委員長 第三十一回国会において提出され、本国会に継続されておりました内閣提出の医療法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

第五に、医薬品等の取り扱いに関しましては、その特質にかんがみ、品質の確保、使用上の適正をはかるについです。

第六に、都道府県知事の許可是、このうちいすれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、省令の定めるとところによる。における

第七条第二項中「前項の許可是、これと等しいことである。」を「前項の規定にかかるらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種別（精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいふ。以上同じ。）その他省令で定める事項を変更しようとするとときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基く省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えないなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別に応じ、当該申請に係る病院に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域又は当該都道府県の区域をいい、

一 第三十一条に規定する者

二 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の規定に基づき設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定に基づき設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づき設立された共済組合

六 農林漁業团体職員等共済組合

七 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定に係る許可の申請については、適

用しない。

合及び国民健康保険団体連合会 基き設立された国民健康保険組

2 前項の場合において、都道府県 知事は、当該地域における既存の

病床数及び当該申請に係る病床数 を算定するに當つては、省令の定

めるところにより、病院の機能及 び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許 可を与えない処分をしようとするとき、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならぬ。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の規定による省令を定めるに当つては、医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社又は労働福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に關し、厚生大臣に協議しなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条の二の規定は、この法律の施行前になされた病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更

十四名どころまして、差引四十一名が欠員でござります。それから結核の

療養所は定員が千七百九十一名、現員が千五百六十六名で、欠員が二百二十名となつております。それから、ら

いの方は定員が百六十四名、現員が百五名となつております。それから、ら

三十五名で、欠員が十七名といふよ

うな状況でございます。

○栗原委員長 御異議なしと認め、そ

うように決しました。

○栗原委員 私は医療機関、特に国立の医療機関の中では医療担当の人員が昨

年非常に少なくなつておる、そしてそ

ういう中で患者が非常な心配をしてお

る、こういう実情にかんがみまして、少しくお尋ねをしてみたいと思いま

す。

○栗原委員 ます第一に、ただいま国立の医療機

関で医療担当の方々の数が定員と比較してみてどのよくな状態になつておる

か、こういう点をお伺いしてみたいと

思ひます。

○川上政府委員 医療担当の職員の中

でこれと許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 私は医療機関、特に国立の医療機関の中では医療担当の人員が昨

年非常に少なくなつておる、そしてそ

ういう中で患者が非常な心配をしてお

る、こういう実情にかんがみまして、少しくお尋ねをしてみたいと思いま

す。

○栗原委員 ます第一に、ただいま国立の医療機

関で医療担当の方々の数が定員と比較してみてどのよくな状態になつておる

か、こういう点をお伺いしてみたいと

思ひます。

○川上政府委員 医療担当の職員の中

でこれと許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 私は医療機関、特に国立の医療機

関で医療担当の方々の数が定員と比較してみてどのよくな状態になつておる

か、こういう点をお伺いしてみたいと

○内藤（隆）政府委員 仰せのことく医師が足らぬという場合に生命に非常な影響をすることは、これはもうまこと

に遺憾なことありますので、医師を

多めやかに確保すべく努力しておる、

かような次第であります。

○栗原委員 医師の数をきめる責任は大臣にある、こういう御答弁であるわ

けですが、その必要な数が定員といふ姿で表われるのだと思います。その必

要な数である定員をきめる責任はもち

ろん大臣の責任でありますので、どん

ういうことは患者にとって非常に重

大な問題だと思いますが、この定員を

きめる責任部署、これは一体どこであ

り、きめた定員を確保していくか

ければならない責任ははたしてどこにあるのか、こういうことを一つ明らかにし

てもらいたい。

○栗原委員 むろん厚生大臣でございまして、その担当は医務局がいたしておられます。

○川上政府委員 むろん厚生大臣でございまして、その担当は医務局がいたしておられます。

○栗原委員 大臣に責任がある。担当

は医務局がやっておつても責任は大臣

にある、こういうことでありますて、少しお尋ねをしてみたいと思いま

す。

○栗原委員 大臣に責任がある。担当

は医務局がやっておつても責任は大臣

にある、こういうことでありますて、少しお尋ねをしてみたいと思いま

す。

○栗原委員 ます第一に、ただいま国立の医療機

関で医療担当の方々の数が定員と比較してみてどのよくな状態になつておる

か、こういう点をお伺いしてみたいと

思ひます。

○川上政府委員 医療担当の職員の中

でこれと許します。栗原俊夫君。

なる運営はできない、できていない状態だ、こういうことが言えると思うの

です。これに対する責任の立場に立つての考え方はどんな工合でございます

か。

○川上政府委員 定員が足りません

と、今申されましたように不十分な点

がやはりある程度できるわけでござい

ますて、そのためには不足ながらも現

在の医師あるいは看護婦あたりがそれ

をできるだけ補うために努力をいたし

ておりますけれども、同じ国立病院でも

任意でもって入院するという場面は、

その病院の現在のあり方を患者の立場

に立つて見て、ここはどうも診療に対

する設備が弱い、あるいは医師が欠員

については幾ら、あるいは看護

婦については幾ら、というような一応規

定をいたしておるのであります、そ

れ医師については幾ら、あるいは看護

婦については幾ら、というような一応規

定をいたしておるのであります、そ

れ医師については幾ら、あるいは看護

婦については幾ら、というような一応規

定をいたしておるのであります、そ

れ医師については幾ら、あるいは看護

婦については幾ら、というような一応規

定をいたしておるのであります、そ

れ医師については幾ら、あるいは看護

婦については幾ら、というような一応規

定をいたしておるのであります、そ

れ医師については幾ら、というような一応規

定をいたしておるのであります、そ

れども、殺人的な責任だつてとらなければならぬことが起り得る場面が理屈の上からいえば出てくると思うのですが、こういう点はどうなんですか。

○川上政府委員 確かに御説のように私どももすみやかに医師の確保をはからなければならぬということを考えます。

○川上政府委員 どうなんですか。私が立派な医師の待遇改善に努力をして、従前から医師の待遇改善に努力をいたしております。民間の勤務医師と違いまして、国立の医師の待遇が悪うございますものですから、それを是正いたしたいと思いまして努力をいたしてきたわけございますが、昨年の四月から行なわれました初任給を上げること、それから人事院の勧告で中だるみの是正というものが行なわれるごとになりまして、今度の予算でもう一つがござりますと、そういうものを合わせまして従来よりも本俸の約七名くらい増額になるわけござります。しかしながら民間の勤務医師の待遇に比べますと約二割六分くらい低いわけございまして、そういう点で医師の確保が困難になっておりますので、本年度は診療手当といふものをそれにつけ加えたいと思って努力いたしましたわけでござりますけれども、その実現を見ることができませんで非常に遺憾に思つておるわけであります。しかし研究費でありますとかあるいは調整号俸を上げますとか、管理手当をつけるとかいろいろな面で、幾分従前よりも本年度は改善することができたわけございます。今後そういう面にさらには、もう少し努力を払つて、医師を国立の施設に確保できるように最善の努力を払つていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○栗原委員 一般的の民間の医療機関についてそれではちょっとお尋ねしてみたいのですが、一般的の医療機関で、病院とかそういうところで、いろいろ患者を収容する定員があるでしょう。そういう民間医療機関に対してはいろいろ監督していると思うのですが、民間院とかそういうところでは、いろいろ患者を取扱っていると思うのですが、民間院の方は全体として比較的よろしいわくても、医師が足りないのに患者を一ぱい入れておく、医療をやっていくのにはどう見てもこれはいけない、少なくとも基準に照らしては合っていない、これがどうですか。

○川上政府委員 これはやはり先ほど申しましたような法規に一応基準があるわけございまして、それに基づいて医療機関などについても、その医療従事員が不足しているような場合は、これを確保するよう指導監督をいたしておるわけでございます。

○栗原委員 民間の医療機関にはそうして指導監督する立場にある国の厚生省が、国の立場においてみずから當む医療機関に医師が足らぬからといって、おいては話にならぬと思うのですが。

○川上政府委員 これはやはり先ほど申しましたような法規に一応基準があるわけございまして、それに基づいて医療機関などについても、その医療従事員が不足しているような場合は、これを確保するよう指導監督をいたしておるわけでございます。

○栗原委員 民間の医療機関にはそうして指導監督する立場にある国の厚生省が、国の立場においてみずから當む医療機関に医師が足らぬからといって、おいては話にならぬと思うのですが。

○川上政府委員 これはやはり先ほど申しましたような法規に一応基準があるわけございまして、それに基づいて医療機関などについても、その医療従事員が不足しているような場合は、これを確保するよう指導監督をいたしておるわけでございます。

○栗原委員 それでは一つ私が具体的な例を申し上げますが、たまたま医療機関で、これは私の地元にあるものですが、草津の栗原園といふところです。これは医師の定員が十五名なんですね。そこへ現員が八名なんですね。しかも八名の中には外科のお医者さんは一人もおりません。八名の中には歯医者が二人。こういう状況なんです。これはたして療養所としての機能が発揮できるのかどうか。しかもこういう事情を十分御承知だと思いますけれども、何かこれに対する具体的な対策等が立てるか、これらについて少しお伺いしてみたいと思います。

○川上政府委員 先ほど申しましたように、やはり待遇を改善するといふことが一番大事だと考えておるわけあります。その点に努力をいたすわけあります。そのほかに研究費を増額いたしますとか、あるいはその他住宅を確保しますとか、いろいろなことをわれわれとしては考えておるわけあります。あるいは将来は給費制度などを考えていかなければならぬというようにいろいろ苦慮いたしてゐるわけあります。

○栗原委員 将来はいろいろ考え方がありますけれども、非常にその点は今も心配いたします。最近東京にある多摩全生園の方からそちらに人を向けるようなことも考えておるわけですが、あるいは急急の場合におきましては、一時医師を派遣して手当を加える、そういうことを講ずるようにして補給するか。もちろん今おつておるわけだと思います。

○川上政府委員 さああたりどうするかといふような御質問であります。これは先ほど申しましたように、他の医療機関から派遣をいたしまして応援するとか、あるいは非常勤の医師を緊急の場合に雇い上げるとかいうようなことよりほかにないのありますけれども、やはり基本的に申しますと、先

題ではなくて、具体的に問題が起りますが、とにかく問題は生命の問題ですからね。サービスが悪い程度の問題ではありません。それならば基

本的に給与ではなくて、もっと何らかの方法で連れていくような具体的なものを考えてみなければ、片一方には

外外科医はないのです。歯医者が二三人いて、定員十五名のところへ市長を含めて八人しかいないのですから、話をしならぬと思うのですが、これは一

回りません。こういうことなのですから、もっと具体的な話をここでもつてはつきりしてもらわぬと、国として責任が負えますまい。いま少し明確に、それではこうするのだ、市中から雇い上げることも譲りますから

とか、そんなばかなことは言つてはおられません。現に草津あたりでは、まだやめていくといつて。一体どうするのですか。これはいま少し腹を

かから、もつと具体的な話をここでもつてますまい。確保するには具体的にどうしたらいいか、こういう点についてもつと具体的な考え方があつたら一つお示しを願いたいと思います。

〔委員長退席、大石委員長代理着席〕

○川上政府委員 それは先ほど申しましたように、やはり待遇を改善するといふことが一番大事だと考えておるわけあります。その点に努力をいたすわけあります。そのほかに研究費を増額いたしますとか、あるいはそ

の他住宅を確保しますとか、いろいろなことをわれわれとしては考えておるわけあります。あるいは将来は給

費制度などを考えていかなければならぬというようにいろいろ苦慮いたして

いるわけあります。

○栗原委員 将来はいろいろ考え方がありますようが、具体的に今日どうす

るかといふような御質問であります。これは先ほど申しましたように、他の医療機関から派遣をいたしまして応援

するとか、あるいは非常勤の医師を緊急の場合に雇い上げるとかいうような

ことよりほかにないのありますけれども、やはり基本的に申しますと、先

ほど申しましたように、これは待遇改善に待たなければならぬ。われわれは決してそれを放任しておるわけではありません。従来とも非常に努力をしておるつもりでござりますけれども、それがなかなか御期待に沿うように実現できないことを非常に残念に思つておるわけですが、これは先ほど申します通り、今後やはり努力をして充員するという覚悟でございます。

○栗原委員 そういうなまぬることをおつしやつておるのではどうも承知ができません。これでもつて医者がいるあります。らいなんといふものは、医者がいないから、ほかに行くといつたってどうしようもないでしょう。どうするのですか。給料を上げるといつても、当面一休どうするのですか。ほかに行けないのでですからね。こんなどうにもならない人が、医者がいいからといって、うろこで歩いていいのですか。どうなんですか。

○川上政府委員 先ほど申ましたよ

うに、栗生泉園につきましては、多磨の方の医者をそちらの方に向けるよう交渉もいたしております。そういうことで多磨療養所の方から医師を配置がえるとか、応援勤務をするとか、そういうことよりほかに、今のところ仕方がないといふふうに考えておるわけであります。

○小林(進)委員 関連質問として伺

ますが、今栗原委員と医務局長との話を聞いてみると、何にも責任のない、

それが先ほど申します毎月一を加えた数といふうに出でておるが、この趣旨をどりうに嚴格

するのですが、これは一体どんな読み上げてみます。これは一体どんな工合にあなたは責任を感じておられるのですか。「特殊病院に置くべき医師その他従業員の定数化について」昭和三十三年十月二日、厚生省発医第一三二号、これには、御存じでしょうけれども、「主として精神病又は結核の患者を収容する病室を有する病院(以下「特殊病院」という)に置くべき医師その他の従業員の定数については医療法施行令(昭和二十一年政令第三三六号)第三年厚生省令第五〇号)第十九条に定められた標準によらない事ができる事に關するので、今まで医療規則に基づく定員を下回るので、その通知によるよに各府県で努力するよう通知を出した。だから、監督官厅といいますか、その最高の責任者である厚生省の當面の任務を担当しておる医務局としては責任はない、それは各府県が責任を持つべきものであつて、私には責任がないとおつしやるのですか。いま一つ御答弁を願いたい。

○川上政府委員 あなたの御答弁によりますと、今まで医療規則に基づく定員を下回るので、その通知によるよ

に各府県で努力するよう通知を出した。だから、監督官厅といいますか、

その最高の責任者である厚生省の當面の任務を担当しておる医務局としては責任はない、それは各府県が責任を持つべきものであつて、私には責任

がないとおつしやるのですか。いま一つ御答弁を願いたい。

○川上政府委員 そういう意味じゃございません。それは國の医療全般について、私は事務的な責任を持っておるわけでござります。ただ緩和した基準

に従事されておられますかお伺いした

のです。それでは一体国立病院とか国立療養所の定員の不足だと、そこへ

入つて命を託しておる。そういうものに対する責任の所在はどこにあるのですか。責任はだれが持つのですか。私はそこで一つ、政務次官通達といふものが發せられておるのですが、これを

読み上げてみます。これは一体どな

いますから、結核療養所でありますとか、あるいは精神病院でありますとか

どちらのことは、医療法施行規則に記めた基準を幾らか緩和した通達でございま

す。しかしそれにいたしましても、な

おそれには、医療法施行規則に記めた基準を幾らか緩和した通達でございま

す。しかし何も今始まった事情ではないで

しょう。そのときにこの通牒を出してどういう処置をされたのか、お答えを

願いたい。

○川上政府委員 その通牒は、医療法施行令(昭和二十一年政令第三三六号)第

二号、これには、御存じでしょうけれども、「主として精神病又は結核の患者

を収容する病室を有する病院(以下「特

殊病院」という)に置くべき医師その他の従業員の定数については医療法施

行令(昭和二十一年政令第三三六号)第三年厚生省令第五〇号)第十九条に定められた標準によらない事ができる事に關するので、今まで医療規則に基づく定員を下回るので、その通知によるよ

に各府県で努力するよう通知を出した。だから、監督官厅といいますか、

その最高の責任者である厚生省の當面の任務を担当しておる医務局としては責任はない、それは各府県が責任

を持つべきものであつて、私には責任

がないとおつしやるのですか。いま一

つ御答弁を願いたい。

○川上政府委員 そういう意味じゃございません。それは國の医療全般につ

いて、私は事務的な責任を持っておる

わけでござります。ただ緩和した基準

をきめた通牒でござりますけれども、

なお医療機関の定員がそれにも足らぬ

といふようなものが多數ござります

のないのか。医療法施行規則のほか

に、それよりうんと下回る定数を持つ

てもいいといふような内規を厚生省が

お作りになつておるかどうか。私ども

は証拠を持っておりますよ。私は局長に

お伺いするのですが、あるかないか、一

つ責任ある御答弁を願いたい。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

○小林(進)委員 三十三年に出された

通牒に対して、私自身も努力しなければならぬと思う——それは何といふ答

弁ですか。あなた、努力しなければな

り实现いたしますように、私どもとし

ても責任を持つて努力しなければならぬと考ておるわけでござります。

○川上政府委員 私どもの調査によれば、普通入院患者五十三人まで三人、あと十六または端数を増すごとに一人

というものが医療法に基づく施行規則になつておりますが、それを改変して昭

和二十九年には、結核患者四十名に一人

は患者十七人に一人といふうな内規

を厚生省でお作りになつたことはあります

が実現いたしますように、私どもとし

ても責任を持つて努力しなければならぬと考ておるわけでござります。

○川上政府委員 府県に通牒を出したの

にごまごまして、府県はそれによつて

お伺いするのですが、あるかないか、一

つ責任ある御答弁を願いたい。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

○小林(進)委員 ただいまのお話は多

分国立病院、療養所の医師その他の従

業員のことじやないかと思います。こ

れは御承知のように看護などは基準看護といふのがございますが、その基準

は、それから手術をしたあとの一ヶ月

を厚生省でお作りになつたことはあります

が実現いたしますように、私どもとし

ても責任を持つて努力しなければならぬと考ておるわけでござります。

○川上政府委員 ただいまのお話は多

分国立病院、療養所の医師その他の従

業員のことじやないかと思います。こ

れは御承知のように看護などは基準看護といふのがございますが、その基準

は、それから手術をしたあとの一ヶ月

を厚生省でお作りになつたことはあります

が実現いたしますように、私どもとし

ても責任を持つて努力しなければならぬと考ておるわけでござります。

○川上政府委員 ただいまのお話は多

分国立病院、療養所の医師その他の従

業員のことじやないかと思います。こ

れは御承知のように看護などは基準看護といふのがございますが、その基準

は、それから手術をしたあとの一ヶ月

を厚生省でお作りになつたことはあります

が実現いたしますように、私どもとし

ても責任を持つて努力しなければならぬと考ておるわけでござります。

○川上政府委員 ただいまのお話は多

分国立病院、療養所の医師その他の従

業員のことじやないかと思います。こ

れは御承知のように看護などは基準看護といふのがございますが、その基準

は、それから手術をしたあとの一ヶ月

を厚生省でお作りになつたことはあります

が実現いたしますように、私どもとし

ても責任を持つて努力しなければならぬと考ておるわけでござります。

て、そういう点ではかえってこの基準を上回つておるといふような面もあるわけぢやないまます。

○小林(進)委員 人命を保護して治療の完全を期するために法律あるいは規則で定義を定められた。医師をふやす

名不足だ。それから内野療養所は一体どうですか。これは入院患者三月一日現在で二百名、それに対しても現在の医師数は七名です。療法施行規則に基づく必要数は十三名だ。次は有明療養所、これは入院患者が百七十六名、それに対して現在の医師の数は四人です。他に週二日勤務をするアルバイトも

せんか。はなはだしきに至つては一〇%
にしか至つてない。数字が全然違
っているじゃないですか。もう一回御答
弁を願いたい。

○川上政府委員 あまり数字が違いま
すので、多少基準のとり方が違うの
じゃないかといふ感じを受けるわけで
す。一般病院は患者十六名に対して一
人でありますけれども、結核や精神病
院、そういう特殊病院は四十人に一人
というような基準になつておりますし

むろん重々感じておるわけでございま
す。ただいま申し上げましたようない
ろいろな方法でもつて今後この問題は
善処していかなければならぬ、こうい
うような考え方を持っておるわけであり
ます。

れば罰金も食ら、刑罰も食ら、あなたの方の考え方方は、権力にあぐらをかいて、自分たちは人殺しをしてもいいんなんだ、どんなに患者が多く、医者が足りなくなっていてもかまわない、そういうおそれるべき法律軽視の思想があなたの方の頭の中にあります。責任回避の思想があります。しかし、下人民だけは、法律が施行された以上は、これを守らなければならぬ、いさぎかもゆるがせにしてはならぬ、間違いがあれば罰金だ、刑罰だ、損害賠償だ、こういふことになっている。あなたは、医事者に関する限りは、厚生省の規則に関する限りは、法律は努力さえすれば実行しなくて

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.

10. The following table summarizes the results of the study.

申し上げましよう。まず新潟国立療養所の入院患者は三月一日現在で四百四十五名だが、これに対しても現在の医師の数は九名です。これを医療法施行規則のままの必要数でいくならば、医者は二十九名いなければならぬ。二十八名の医者のところに九名ですから、不足分は十九名です。次に佐渡は、入院患者八十八名に対して現在の医師は一名だ。これは医療法施行規則によれば必要数は六名なくてはならぬ。五

も不足しているぢやありませんか。あなたは今国立療養所に対しては欠昌は、何とおっしゃいましたか、二百一十五名とか、国立病院は定足数に対して九七%くらい、療養所にしても八七%、これくらい定数はいつているところは多いぢやありませんか。おつしやる。これは何ですか。私の調査に基づけば、新潟県下だけでも八つ、この医師の定数は半数に至つておるところはないぢやありませんか。五〇%に至るところはないぢやあります

任しておつたということは決してござりません。いろいろ努力はいたしておられまして、ことしも国立病院につきましては、医者は三十七名ばかり定員をふやしております。看護婦などにつきましても、本採用の看護婦をふやしておるのでございまして、できるだけの努力は私どもとしていたしておるつもりでありますけれども、確かに非常に不足しております。この点の責任は

法律に基いて、裁判が一切の行為に対する
いないことに対して何にも責任を感じ
ていない。もし、そんなあなたの方の考
え方が一般化したらどうなるか。たと
えば刑法もあります。民法もある。あ
なたの方のように、法律を守る気はあつ
たけれども守れなかつた、それで一体
罰金を許してくれますか。刑罰を許し
てくれますか。権力者の地位にすわつ
ておる者は守らぬでもいい、権力の前
にあるわれわれだけが、法律を無視す

○小林(進)委員 責任を感じております。ただそれがく御期待に沿えないような事情にあることをまさにとに遺憾に存じております。

その問題に関連しまして、あなた方は最近国立療養所の入院ストップということをお考えになつたことはありませんか。あるいは国立病院、国立療養所の縮小をお考えになつたことはありませんか。

10. The following table summarizes the results of the study.

○川上政府委員 私の方から入院ストップをかけたということは、最近は、統合廃止をきめております。壇生療養所、それから国立和歌山病院、これもやはり廃止の方針をとっていますが、この二つは統合廃止したいという方針を立てておりますのと、新しい入院は救急の場合を除いてはいたしておりません。その他の病院におきましては、こちらから入院をストップするように指示したところはございません。

○小林(進)委員 新潟療養所はいかがですか。

○川上政府委員 新潟の方は、入院をストップするように私の方からも指示いたしておりません。ただ非常に医者が減つておるものでありますから、そういう面でせつかく入院を希望されても十分なお世話をできないといふことがありますあるかも知れません。

○小林(進)委員 厚生省の医務局長としては、昨年の十月国立新潟療養所では入院ストップをやっているのでございますが、それあるいは医師の手が足りないからそういうふうに断つておるかも知れないという程度のことしか御存じないのでありますか。これは厚生省の機構に関する問題であります。

○川上政府委員 先ほど申しましたように、こちらからストップをしろといふことは言つておりません。ただ御承知のように、新潟療養所はだいぶ紛争をかるしたところでございますので、

医師もだいぶ引き揚げましたりいたしました。その補充がなかなかつきませんので、病院としてはあるいはせつから、従来新潟大学が新潟療養所に医師を供給してくれたわけでございまして、その補充がつかないというような制限をいたしております。

○小林(進)委員 重大なる発言があります。先ほどまでは栗原委員にしていましたが、まだ一般医師との比較すると、二割七分でありますか三割三分でありますか、若干そこのところは聞き漏らしましてけれども低いせいである。七多引き上げるようになります。医師の定数不足は紛争問題が起つて、そのため医師が引き揚げているからだという新しい事情をお示しになりました。この問題を私は重視しなければならぬのであります。その前に、今の御答弁は、私が先ほどお尋ねしました質問の回答になつておられません。国立療養所が入院のストップをした、こういうことを医務局長は風のたよりにしかお聞きになつておられないとかどうか御存じないのです。御指示になつたからぬかというふうなのは、むろんさのような報告も受けておりませんので、今後停止をどのようにしておられるかとお聞きになつてしましても、その場合の事情によつていたしたものであろうといふふうに考へるわけであります。

○小林(進)委員 私のお聞きをしていることは、新潟療養所はかりでなく、ほかの医療所でも同じような問題が起きまして、やはり病院の紛争といふものは医師を確保する上におきまして大へん困る問題でございまして、もちろんそれが原因だというわけではございませんが、よしんばストップしたときにはあとでまた明確に御答弁をいただきます。書類でも御答弁をいたたまえ。こういう国立療養所における一組の負員の職員の問題にまで全部厚生省の指示を仰いでやつてはいるが、病院の閉鎖をするとか入院ストップをするとかいうことは、これは一所長が厚生省の指示を受けなければ承認も受けなければなりません。書類もなしに勝手にやり得るのだといふならば、國家の行政事務がいかにゆきます。あなたはさつきはそないどなんですか。あなたはさつきはそないどなんですか。

○川上政府委員 先ほど申しましたように、こちらからストップをしろといふことは言つておりません。ただ御承知のように、新潟療養所はだいぶ紛争をして入院の希望者も減つたものですから

ら、事実上患者も入院患者もだいぶ減つてきたわけでござります。それから、従来新潟大学が新潟療養所に医師を供給してくれたわけでございまして、その補充がつかないというような制限をいたしておるかも知れません。それから、それは医師を出しにくいというような話がございまして、その補充がつかないといふような事情にもあるわけでござります。

○小林(進)委員 重大なる責任のある上長のもとにこの点につきましてはその後たびたび私の方から、ぜひ一つ医師を供給してくれとということをお願いに出ておるわけでござりますけれども、そういうことで事実上医師も減り患者も減りといふよろくな状態になつておるわけでございまして、入院ストップを知らないいかとお尋ねでございますが、これは入院は所長の権限になつておりますので、医師の機能を考え合わせてさような処置をいたしておるわけだと聞いています。くどくと言わなくてよろしく、明確に一つ答弁してもらいたい。イエスかノーか、それを聞かせてもらいたい。

○川上政府委員 先ほど来たびたび申しますように、正式の報告は受けないといふことは、おそらくストップしております。おそらくストップしております。おそらくお尋ねでございますが、これは入院は所長の権限になつておりますので、医師の機能を考え合わせてさような処置をいたしておるわけだと聞いています。くどくと言わなくてよろしく、明確に一つ答弁してもらいたい。

○小林(進)委員 こうすることは私は重大問題だと思っております。これはあとでまた明確に御答弁をいたたまつます。書類でも御答弁をいたたまつます。こういう国立療養所における一組の負員の職員の問題にまで全部厚生省の指示を仰いでやつてはいるが、病院の閉鎖

によつていたしたものであろうといふふうに考へるわけであります。

○小林(進)委員 私のお聞きしていることは、新潟療養所が昨年の十月に入院ストップをしたときに、事後なり事前に、一体正式に厚生省の医務局長に対し承認を求めるか、事後承認を

されると、これが正式に書類で御報告願うならば、国家の行政事務がいかにゆきます。あなたはさつきはそないどなんですか。あなたはさつきはそないどなんですか。

○小林(進)委員 これは私どもの調査によりますと、ともかく三十四年の十一月十五日にいわゆる柏崎療養所の今井所長が辞職された。それから相次、小田和という二人の医師が大学に帰られたり。この所長辞職と医師の引き揚げについて、われわれの方で新潟医科大学

の学長に面会をいたしまして、学長が

入院ストップをかけたり病棟を閉鎖するときもあるだろう、そういうことは一度の日本における行政機関としては、医師を全部引き揚げたのである。こうした争いがたびたび繰り返されてしまうので、医師としてはそれが最も多くいる理由は、いわゆる医師を勤めにくいために新潟医大で

いたいと思います。それをして、その結果、その医師を雇うことは、あなたは医師として何よりも重要なことになります。それが、それは一体間違いないか、いま一つ御答弁を願いたい。

○川上政府委員 医大の方からの話も聞いておるわけであります。それで医師としてはそりやうとうところへ勤めにくいために、医師として何よりも重要な紛争がたびたび繰り返されてしまうことがありますけれども、そういうふうな事情にもあるわけでございます。

○小林(進)委員 正式な通知があるものと了解していきます。それをして、その結果、その医師を雇うことは、あなたは医師として何よりも重要なことになります。それが、それは一体間違いないか、いま一つ御答弁を願いたい。

○川上政府委員 入院ストップを知らないとかどうかといふことととなんです。私どもはこれから国政を運営する上に重大なポイントですから

や報告や承諾を求めないでいいことにすることとで、それを聞くためにも、これがどういった結果となつておるわけでございまして、入院ストップを知らないいかといふよろくな状態になつておるわけでございません。その点につきましてはその後たびたび私の方から、ぜひ一つ医師を供給しておるわけでございます。

○小林(進)委員 先ほど来たびたび申しますように、正式の報告は受けないといふことは、おそらくお尋ねでございますが、これは入院は所長の権限になつておりますので、医師の機能を考え合わせてさような処置をいたしておるわけだと聞いています。くどくと言わなくてよろしく、明確に一つ答弁してもらいたい。

○川上政府委員 先ほど来たびたび申しますように、正式の報告は受けないといふことは、おそらくお尋ねでございますが、これは入院は所長の権限になつておりますので、医師の機能を考え合わせてさような処置をいたしておるわけだと聞いています。くどくと言わなくてよろしく、明確に一つ答弁してもらいたい。

○小林(進)委員 こうすることは私は重大問題だと思っております。これはあとでまた明確に御答弁をいたたまつます。書類でも御答弁をいたたまつます。

○小林(進)委員 あなたはさつきはそないどなんですか。あなたはさつきはそないどなんですか。

○小林(進)委員 あなたはさつきはそないどなんですか。あなたはさつきはそないどなんですか。

○小林(進)委員 あなたはさつきはそないどなんですか。あなたはさつきはそないどなんですか。

らその事実をお聞きした。それに対し学長はこう言われた。組合が戦つたから引き揚げたのではない、紛争を起こしているから医師を引き揚げたのじゃない、責任は厚生省にある。十一月の九日こういう声明をせられておる。これはどうありますか。これはうそならうそであると言つていただきたい、御答弁を願います。

○川上政府委員 私はその学長の言葉を承知いたしましておりません。

○小林(進)委員 そろすると、あなたは新潟の療養所から医師が医科大学に引き揚げていったのは、あくまでも組合が紛争を起こしたために医師が引き揚げていつたのであって、新潟大学の学長が、そういう紛争や組合の争いのために医師を引き揚げたのじやない、責任は厚生省にあると言われている言葉はどうぞとおっしゃられるわけですか。

○川上政府委員 それは先ほど申しましたように、根本的には医師の待遇問題もあるわけでございます。しかし今

言つたような事情も私は一面ある、こ

ういうふうに考えておるわけであります。それから前の院長がやめられましたのは、ほかにいい適当な就職口があつて、それを希望せられたというこ

とも事実でござります。

○小林(進)委員 だんだんお尋ねしてみますと、あなたのおっしゃる中心がほってきた。組合の紛争じやない、他にいい就職口があつた、こういうふうに話を持つてこれらるのでありますか、私は関連質問でありますから、いかばんに引っ込みますが、今度いざれ揚げにあらためてこの問題はもつと掘り下げさせていただきます。まだ問題は

山ほどある。そのほんの序の口であります、たたあなたの御答弁によりますと、この医師の不足しているといふ

ときに、皆さん方は努力もされない、規則も守らないといふような、これはみんな厚生省のあなた方の責任です。医師の不足しているのはだれが悪いか、医師を雇われるのはあなたの方でありますから、とにもかくにあなたの方は雇い主だ。その雇い主が悪いから、だれも雇われる者がいない。

そしてその責任をみずからとるとしているのか、そのために医師もこんなで、あるいはどちらも他に責任を転嫁し、しかもしもいみじくも自分たちの雇用人である組合員の諸君が組合闘争をしておるから、そのため医師もこな

りいたしまして、自然その大学から言語道断でありますと私は言わなくてはならない、医師が不足しているといふよう

な、どうもこういう弁明の仕方は実際にいために医師を雇い入れる最高の地位に無責任な答弁といふのが、一体この

国会の中で許されるかどうか、いま回あなた方はよく反省しなさい。あなたがこの國立療養所の使用者である

ならば私はその答弁はお聞きしませんが、医師を雇い入れる医師を転嫁して、み

ずからその責任をとらうとしないようなら、医師を雇い入れる医師を転嫁して、み

よらないように、公平に人事が行なわれるようにならなければなりませんが、だんだん迫及して

ております。

○小林(進)委員 もう関連ですかから、これでやめますが、だんだん迫及して

いきますと、問題の本質が変わつて、これがございませんか。

○川上政府委員 今の御質問、ちょっとはつきりしない点があるのであります

ところが明らかになつてきました。それが定数といふものは、先ほど申しました

こととが明らかになつてきました。それが

私をして言わしむれば、まだ独立採算制、特会制の制度を設けて、そちら

で訓令定員によるところの欠員の不補充、そういうものの範囲内で仕事を無理に強制して、そして皆さん方が高級官僚の点数を上げようというような狭い

考え方でありますが、ただ病院側におきわけであります

ますから、そういう点を一つお含みの

ますけれども、患者の増減によつて定員を増減しなければならぬ問題でありますから、そういう点は必要だと思つておる

考へが、今日の医師不足を来たしてい

まして、やはり事情のわかつたもよりますと、この問題について後日あなたといままでありますから、自然大学と

おるものでありますから、自然大学と病院との関係がついて参りますが、ある

大学がある療養所でそういうことでかわるということになりますと、やは

り自然よその大学から持つてくれれば折り合いが悪くなるということになりましたと、その科長がかかる、院長が

持つてくることが多いという実情にあります

るわけであります。しかしありそこそこ程度の問題でありますと、学閥に

入りにくいといふようなことを、学閥がひどくなりますと当然起つてくる問題でござりますので、私どもとし

ましては、できるだけそういう学閥に

よらないように、公平に人事が行なわれるようにならなければなりません

が、私も本筋に戻つて一つ結論を急ぎます。

○栗原委員 小林委員からいろいろ広範な関連質問があつたわけであります

が、私がも本筋に戻つて一つ結論を急ぎます。

ただいまきめてある国立病院あるいは

あらためてお聞きしますけれども、

ただいまきめてある医師の定員が、必要なんだ、こういう医師の数である

ことには間違ひありませんね。この点

一つ明確にお答え願いたいと思いま

す。

○川上政府委員 今の御質問、ちょっとはつきりしない点があるのであります

ところが明らかになつてきました。それが

定員は、一応過去三ヵ年くらいの実績に基づいて割り出

したものなのでございますが、実際は

最近になって御承知のように、結核療

養所などはだいぶ患者が減つて参つた

ものでありますから、そういう点、定員を必要としないところもできてきて

おるわけでござります。

○栗原委員 結核については、具体的な入院患者等についてはそういうこと

が言えるかもしませんが、まあそれ

をあまり広げていくとまた時間もかか

りますし、そういうふたなるべく入れな

いような傾向も議論の対象にならうか

と思ひますけれども、とにかくも

一応必要に基づいて定数といふものは

きまつておるのだ、こういうことで、

その定数に対して今それぞれ欠員がで

きておる。この欠員を、たまたま自然

欠員という形で、けつこうなことだ、

あえて首を切らなくても、おれたちの

望んでおる通りに数が減つてきた、こ

ういう考え方でおられるのか。これは

必要なんだからぜひとも補充をして、

そうして病院としての運営の全きを期

特殊性がなければならぬ。その点につきましては、先ほどからいろいろ実例で述べられたように、特殊なものがなればならぬ。ある意味におきましては、私的医療機関よりも公的医療機関の方が高度のものがなければならない。また実際受診者の方も高度のものとしてそれぞれ受診しておるのが今日の実情だと思います。ところが定員充足はおろか質的にもなかなか今日国民の方々が期待する方向には参つておらぬ、かよに考えるわけです。そこで、定員充足ということが定員充足をはおろか質的にもなかなか今日国民の方々が期待する方向には参つておらぬ、かよに考えるわけです。

○川上政府委員 お説のことく待遇が非常に悪いということ、あるいはまた環境の問題その他いろいろ御答弁願つたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態になつておるわけあります。そういう面からむしろ誇りを持つておるわけ

がありますが、しかしながら、これまでも待遇し、また今後優秀な素質の人を迎えるために、どうしても待遇の改善あるいは施設の向上、環境の整備というような点をあわせて考るなければならぬと思つております。どうして待遇の人を迎えるために、どうしても待遇の改善あるいは施設の向上、環境の整備というような点をあわせて考るなければならぬと思つております。

○河野(正)委員 お説のことく待遇が非常に悪いということ、あるいはまた環境の問題その他いろいろ御答弁願つたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋めるということは、それは御努力願うと思いますけれども、

いろいろ各委員の方から御追及になつたようですが、いずれにしても、当面の急務としてそういうことがあります。財源上の問題等も伴いますので、國立が担当しておるというような状態が、なかなか格差を埋める

にも会ったわけでございます。そしもお互いに譲歩して何とか円満に解決するよう両方の間の取り持ちもやつてきただけでござりますが、まだその解決ができないということは非常に遺憾に思っております。なおさらにはこの面につきまして努力をいたしたいと思います。

○河野(正)委員 この場合のこのケースを見て参りましても、やはり優秀な特殊技能と申しますか、そういう技能を持つておられる人は、民間給与との格差といふものがべらぼうにあるわけですね。ですからむしろ個人的には、大学から派遣されていつておるというのが実情なんです。無理やりに派遣されていっておりますから、そういう総辞職という一つの口実ができる、この際それを機会に本気で辞任したい、こういう人が非常に多いわけです。それいたしますと、県民福祉と申しますか、特に医療を通じての県民福祉、この意味におきまして非常に重大な問題だと思う。しかも受診者の方は、公的医療機関ですから内容的には高度なもの、質的に高いといふ判断で受診をする。ところが実際に待遇が悪いためにそういう人は全部他の方から誘いの手が伸びて出でてしまふ。それで国民の考え方と実際の医療面においては非常大きな差が出てくるわけですね。これは私は国民医療の上において非常に大きな問題だと思うのです。しかも現実に福岡県においては、二十日ですからあと十日後には全員自然退職するわけですね、辞表を出して

おるわざですか。これはその根本を尋ねれば、やはり国の医療行政に欠陥がある。そこに端を発して地方でそうしてこの面につきまして努力をいたした力していただかなければならぬ。こういうように思ひます。そこで私は、福岡が福岡県まで行つていろいろ話されたことはわかりますけれども、今日の事態といふものはもうこととんまで追いつめられておる。そこで私は、福岡に行つていろいろお話し願つたといふことで解決できる問題ではございませんので、さらに行政上の指導を通してこの解決に努力せられたべきだ。それはもとを尋ねれば國の厚生行政の欠陥がそういうトラブルを起こす原因を作つておるわけですから、当然私は國の責任において——國の責任においてと申しますか、指導上の責任において解決すべき問題だ、こういうふうに思ひますが、この点いかがですか。○川上政府委員 福岡の事情は特殊な事情があることは、河野委員も御承知でございますが、私は今度のあいだ事件を起こしたことは、単に國の医師に対する待遇のやり方が悪いばかりではないといふように、実は正直のことろ申しますと思うわざでございますけれども、先ほど申しましたように確かに重大な関係がござります。これは御指摘通り私の方も善処いたしたいと思います。

○河野(正)委員 関連でございますから、簡単に省略したいと思ひますけれども、先ほどから行政監察室のお話を聞いておられます。それでは、御定員改訂前の状態を監察したように思ひますので、現在は相当に行政の面から見ましても実績を上げておるといふことは、いぜんの医務局長の報告を私はそのまま信じておるような次第でござります。それからその他の点につきまして、御趣旨に沿うように——これは今大好きな問題となつてくると私は思うの

医療機関に欠員が出ておる。出でるということは、あたかも合理的な定数があつたので欠員が出ておるということを御答弁であつたよりです。この定員を削減するという考え方がそこに思ひます。ということは、欠員が出でておるということを口実にして、将来の責任を実は強く持つたわけです。自分たちで定員を充足させないでおいて、いろいろ厚生行政の上に欠陥がある——結局定員を充足しないという責任はたなに上げておいて、定員が足りぬところで定員化をはかつていこう。こういう意味にとれるような御発言があったということは、私はきわめて遺憾であると思いますし、きわめて重要なことがあります。そこで厚生政務次官にお尋ねしておきたいと思いますが、今の定数といふものは合理的でないのかどうか。監察室の方の御意見では、今までの定数を検討して合理化をしたいということでございますが、厚生省はそういう答弁に対し「一体どうぞうにお考へになつておるのか、さつきの監察室の御答弁は、どうも今までの定数といふのは不合理である、そこで合理的な定数といふものを確立していかなければなりません。今後そういう方針で臨むといふよろしくお考へになつておきたい」と思ひます。

○内藤(隆)政府委員 行政監察室は定員改訂前の状態を監察したように思ひますので、現在は相当に行政の面から見ましても実績を上げておるといふことは、いぜんの医務局長の報告を私はそのまま信じておるような次第でござります。それからその他の点につきまして、御趣旨に沿うように——これは今大好きな問題となつてくると私は思うの

あります。十分に一つ検討を加えまして、御期待に沿うように進めていきたい、かように考えておる次第でございます。先ほどの御答弁を承つておりますと、何か今まで公的医療機関を中心として論議がいろ

いろいろ交わされましたけれども、しかしこれは単に国立の病院であるとかあることは決して事に当たつていただきたい方針で臨んでいただきたいと思います。そこで一つぜひともこれはふんとしを引き締めて、重大な決意を持つて事に当たつていただきたいと思思います。そういう面に対します——ほんとうと言えば大臣から御答弁いただきたいのであります。大臣は御欠席のようでございますから、その点について、次官から総括的に厚生省としての決意のほどを最後に承つて、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○内藤(隆)政府委員 仰せのごとくまことに重大な問題でありますので、十分の決意を持ってわれわれは善処していきたい、かように考えております。

○滝井委員 議事進行について。安保の審議もいよいよ山に差しかかっておりますが、厚生省関係の法案も相当山積しておるわけです。大臣が御病気やはり当委員会に出でられないといふことは非常に遺憾なことです。一体大臣はいつごろになつたら病氣快癒の上出でられるのか。非常に長期になるとすれば臨時大臣でも置いてもらわなければ、とてもこれは審議が進まないと思うのです。いつごろになつたら大臣が当委員会に出でられるもののか、一つ責任を持って御説明願いたいと思います。御病気ならばゆっくり休んでいただいてけつこうですから、臨時の大臣でも置いていただきかなければならぬと思うのです。

○内藤(隆)政府委員 実は大臣は慶心病院に入院をして、専門的な検査をいろいろやつてもらいました結果、その

原因等もわかりましたので、本日の晚方退院することに決定いたしました。明日は登院もできるし、従つて、明日からは必ず委員会に出席せられる。私はかように信じておりますので、どうか一つ、大臣御出席の上、審議をすみやかにお進め願いたいと思います。

○永山委員長 午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時四十分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○滝井委員 船員保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 船員保険法の一部を改正する法律案につきまして簡単に一、二点だけお聞きしたいのですが、船員保険法のけい肺なり脊髄骨折に関連する部面の改正は、昭和三十年にけい肺の特別保護法ができるときに附帯決議として要望をせられておつたのです。ところがそれが足かけ五年も法律案としてできなかつたといふのは、一体どういう理由によるのですか。

○太宰政府委員 これは陸上の方では船員保険法は今回でできたじやないか。たとえば国庫補助の面なんか、三年を越えたものについては労災保険の面ではなるということから、これはやうなことでござりますので、今回は一応こういう法律改正をいたすのが適当である、かように考えたわけでござります。それまでの間は先ほど申し上げましたように障害年金及び福祉施設費の活用によって大体やってこれたと云ふことになります。

○滝井委員 保険局長は今回でできたじん肺法なりあるいは労災保険法の一部を改正する法律、これが本格的なものだとおっしゃるけれども、あれは本格的なものではないのです。社会保障の総合的な政策ができるまでの過渡的なものとしてできているわけなんです。本

いたしますとともに、この船員保険の福祉施設費といふものを活用いたしましてその療養の面を負担するということで、一応遺憾なきを期して参つたよらば今あなたのお示しのように障害年金を支給して、それから船員保険の福祉施設費を活用させて実質的に同じことをやつておつたということならば、これはやる必要はないといふことになるわけです。あえてこれを早く通してくれる理由がわからなくなるわけです。

○太宰政府委員 先ほど申しましたように、向こうの方も时限立法ないし臨時措置法でやつたといふよろな関係もございました。今回は向こうの方も本格的な立法といふことで、それからその幅も広げて参つております。私の方も当然それと相呼応いたしまして、職務上の傷病全部にこれを広げるといふようなことでござりますので、今回は一応こういう法律改正をいたすのが適当である、かのように考えたわけでござります。それまでの間は先ほど申し上げましたように障害年金及び福祉施設費の活用によって大体やってこれたと云ふことになります。

○滝井委員 保険局長は今回でできたじん肺法なりあるいは労災保険法の一部を改正する法律、これが本格的なものだとおっしゃるけれども、あれは本格的なものではないのです。社会保障の総合的な政策ができるまでの過渡的なものとしてできているわけなんです。本

いたしますとともに、この船員保険の福祉施設費といふものを活用いたしましてその療養の面を負担するということで、一応遺憾なきを期して参つたよらば今あなたのお示しのように障害年金を支給して、それから船員保険の福祉施設費を活用させて実質的に同じことをやつておつたということならば、これはやる必要はないといふことになります。あえてこれを早く通してくれる理由がわからなくなるわけです。

○太宰政府委員 先ほど申しましたように、向こうの方も时限立法ないし臨時措置法でやつたといふよろな関係もございました。今回は向こうの方も本格的な立法といふことで、それからその幅も広げて参つております。私の方も当然それと相呼応いたしまして、職務上の傷病全部にこれを広げるといふようなことでござりますので、今回は一応こういう法律改正をいたすのが適当である、かのように考えたわけでござります。それまでの間は先ほど申し上げましたように障害年金及び福祉施設費の活用によって大体やってこれたと云ふことになります。

○滝井委員 保険局長は今回でできたじん肺法なりあるいは労災保険法の一部を改正する法律、これが本格的なものだとおっしゃるけれども、あれは本格的なものではないのです。社会保障の総合的な政策ができるまでの過渡的なものとしてできているわけなんです。本

いたしますとともに、この船員保険の福祉施設費といふものを活用いたしましてその療養の面を負担するということで、一応遺憾なきを期して参つたよらば今あなたのお示しのように障害年金を支給して、それから船員保険の福祉施設費を活用させて実質的に同じことをやつておつたということならば、これはやる必要はないといふことになります。あえてこれを早く通てくれる理由がわからなくなるわけです。

○太宰政府委員 違うまいよ。それで、その点から申しましてこれは制度としてやはり考えなければならぬ。それからお尋ねのように、陸上につきましてもそれぞれ二分の一ないし四分の三という、打ち切り補償後において國庫負担の制度が開かれた、これに相呼応いたしまして、船員保険のこの種の分野につましても、同じように國庫負担の道を開く必要があろうというようなことからいたしまして、今回の改正をお願いいたした次第でございます。

○滝井委員 けい肺に関連をする船員保険法なり船員法の改正を考えた場合に、救済の方法といふものは三つあると思うのです。一つは、たとえばけい肺に準用して労災保険法を改正していくといふ方法です。何も船員も陸上の労働者と変わつたことはない、同じ脊髄骨折なんだ、だからこれは労災でつ行きましょうという行き方があるわけです。それからいま一つ、これは船員法との関係になつてきますが、船員法では業務上の疾病については事業主が見ることになつてきますから、従つて船員法で死ぬまで見れる方法があるわけです。いま一つは、船員保険法といふのが、幸いに短期保険、失業保険まで含めた総合的な保険があるわけです。昭和三十年ごろの参議院でも衆議院でもこれに対する質疑は出て、参議院においては、当時の安西さん等は、一体けい肺の準用で行く

か、船員法の改正で行くかあるいは船員保険法の改正で行くか——これは三つのものについてはそれぞれ所管省が違うわけです。労災で行けば労働省であります。船員法ならば運輸省ですね。それから船員保険法ならあなたの厚生省と、みんな違うわけです。従つて、これは三省の間で実は協議中ございまして、そういう答弁をしたわけです。従つてこれはぜひ次の国会までには出したい、三十一年の通常国会には出したい、こういうことを言っておった。ところがそれがそれがじんせんとして三十五年にになつちやつたわけです。これは一休どいう協議をされておつたのですか。そうしてどういう理由から船員保険法の改正に落ちついたのですか。

○本邦政府委員 確かにお尋ねのようないいに、陸上のこういいう肺あるいは脊髄障害といふものに見合う海上労働者に対しましてそういう手当をいたしました場合に、やり方としては、お尋ねのようないいに陸上の法律をそのまま海上にも及ぼすというやり方もございましょうからいたしまして、このよだな外傷性の疾病の基本を示します船員法において規定するという道もあるうかと思ひますが、私どもいたしましては船員保険法といふものができまして、これが短期及び長期両方を持つ総合保険であり、同時に陸上の労災の関係もこちらであわせてやつておるという建前からいたしまして、船員保険でやるのが当然筋であると、うように考えておるわけであります。さような点について、関係省の間に事務的にいろいろ意見があつたこともあります、今は、今回はそういうことで政府部内の意見が一致してここに御審議をお願いしてい

るものと御了承いたいでけつこうだと思います。

○滝井委員 三十一年までに話し合いがまとまるものが三十年までとま

らなかつたということについては、私

は何かそこによほど重大なことがな

れば四年も五年もまとまらぬといは

ばないと思う。そういう答弁を国会

ではたのは、久下さんが局長の時代で

から、三十年七月ですね。七月にそ

ういう答弁をしている。ところが、そ

れが四年もたたなければ話がまとまらない。まとまつたときには船員保険法でまとまつておる。まとまつたかどろ

か、これもはつきりしないところがあ

るのですが、まとまつたと善意に解し

たいと思う。そういう点どうもなぞで

かどこか非常に大きな利点があります

か。

○本邦政府委員 これは船員保険とい

う総合保険制度を作りましたその趣旨

からいたしまして、このよだな外傷性

の脊髄障害あるいは他の職務上の疾

病というふうなものについて何か手当

をするというふうな場合においては、

船員保険でこれを考へるといふのがむ

しろ筋である、何らかの特別な理由が

なければ当然こちらでもつてやるべき

ものである。かように私は考へておるわけであります。もちろんそれ

を他のばらばらなものでやつてやれな

いことはないと思いますけれども、こ

れは同じ総合保険でこちらでやつてお

ります。ことに船員法の船主の責任を

こちらの方でもつてあわせて行なうと

いうふうなことにもなつておりますの

で、これは当然こちらでやるのが筋であります。こちらでやりますならば、やはり疾病的関係からあるいはその治療し

た場合の廃業の関係、あるいはそれ

が不幸にして死亡したというような、

方があらゆる点において便利であり、

また筋である、かように考えており

ます。

○滝井委員 そうしますと、労災法の

概念からいふと、三ヵ年間で打ち切ら

れるわけです。なおなかつたら、打

ち切り補償をもらわわけです。そうす

ると、三年以後については、事業主は一

切責任を負わないといふのが基準法の

建前なんです。ところが今まであなた

の方では、船員に関する限りにおいては、障害年金をやり、同時に保険で、

それは船員保険の施設であつたにして

も見てきておつたわけです。これは実

は今までの労働基準法の概念を越えた

ことによって、他の二法でやるより

は非常にいいことです。そういうこと

をやってきておつたわけです。そうす

ると、それは大体三年で切れるのです

から、それで業務上の疾病については

事業主は一切の責任を免れるわけ

になります。すなわち船舶の所有

者がこれを見てくる。そろすると、

同時にこの人は船員保険法の被保険者

であり得るわけです。そろすると重な

るわけです。この調整はどういう工合

になるのですか。

○本邦政府委員 これは同じ船員法の

災害補償の九十五条をこらへいただき

なければ当然こちらでもつてやるべき

ものである。かように私は考へておる

わけであります。もちろんそれ

を他のばらばらなものでやつてやれな

いことはないと思いますけれども、こ

れは同じ総合保険でこちらでやつてお

ります。ことに船員法の船主の責任を

任せたいうものは全面的に船員保険法に

よつて免責されるということになるわ

けであります。それで、船員法のこの

部分の規定がなされましたときに、い

ういう建前で相なつております。

○滝井委員 そうしますと、労災法の

概念からいふと、三ヵ年間で打ち切ら

れるわけです。なおなかつたら、打

ち切り補償をもらわわけです。そうす

ると、三年以後については、事業主は一

切責任を負わないといふのが基準法の

建前なんです。ところが今まであなた

の方では、船員に関する限りにおいては、

は三年でもつて片がつくといふよう

なところから、すべての傷病が三年の

保険給付によつて解決されるといふふ

うになつたようであります。従いまし

てその趣旨からすれば、三年間の療養

給付をすれば、それで船員法による災

害補償責任も解決される、免責される

ということでありますけれども、その

後、せき損といつたような特殊の傷病

につきましては、三年たつても十分な

給付ではないけれども、ちょうどアフ

ター・ケア的な意味で、せき損患者以

外についても、若干年病院、整形外科

病院等に委託をいたしまして、福祉施

設でやつております。それと同じ意味

におきまして、せき損患者について

も、福祉施設で本来の保険給付以上の

給付をすれば、それで船員法による災

害補償責任も解決される、免責される

ことがありますか、アフター・ケア的

な意味での給付をしておつたといふわ

けであります。それを今度の改正で

は、そういうアフター・ケア的な福祉

施設では十分な療養も行き届かない

いところから、これを本来的な療養

給付に切りかえて、十分な給付をいた

いたいといふふうに考えたわけですが

います。

○滝井委員 こういうことでしよう。

三ヵ年たつた。三ヵ年たつてもせき損は

なおつていい。従つて固定していな

いから、いわゆる廃疾の認定ができな

い。従つて、これはそこで打ち切り補償を出すわけでしょう。船員保険でも打ち切り補償の金をやるでしょう。やりませんか。——やらない。障害年金をすぐに行う。そこが普通のものと違うわけですね。普通は打ち切り補償を出す、船員保険は障害年金をやる、こ^ううことですね。その間、普通の労災ならば、打ち切り補償をやつたならば六ヵ年間は障害年金を停止される。この点が船員保険と違うらしい。私は打ち切り補償をくれるのかと思ったのですが、今あなたは障害年金と言うから、ちょっと普通と違うなと思ったのです。そうしますと、障害年金をくれてあるということは、船員保険には治療その他はないんだが、特に治療面をアフターケアの意味でやつておつた。そういう普通の保険とは違った恩典が船員保険には付加されておつたといふ形になるのですね。

○戸沢説明員 特別の恩典と申しますか、陸上労働者についてそういう特別措置法でもって、本業の労災給付以上

の給付がなされておりましたために、それに準じて船員保険の福祉施設とい

う形でもつてやっておつたという格好になるわけであります。

○鷹井委員 障害年金もつき、船員保

険の福祉施設としてやっておつたとい

うことになれば、やつておつた間は解雇はできないでしょ。障害年金

をもらつたらもう解雇できるのですか。

○戸沢説明員 雇用契約との関係は、

船員法におきましては、現在のところ労働基準法のようない保険給付と雇用関係、解雇といった規定はございません。船員につきましては別途労働協約

して、これは現在のところ、三年たつ打ち切り補償の金をやるでしょう。やりますか。——やらない。障害年金をすぐに行う。そこが普通のものと違うわけですね。普通は打ち切り補償を

するのですが、今あなたは障害年金と言つたから、ちょっと普通と違うなと思ったのです。それでは、船員保険は本当に打ち切り補償をくれるのかと思つたのですが、今あなたは障害年金と言つたから、ちょっと普通と違うなと思ったのです。それでは、船員保険は本当に打ち切り補償をくれるのかと思つたのです。それで、船員によつて違いましょうが、一般的に見ると、労働協約というのは、労働基準法における概念が適用されておるのではないかと思うのです。なおから先は船員は全然責任がないといふ形になつておるのですか、それがどうしてかといふと、われわれが労災法の一部を改正する法律の修正をするときに、与党ががんとしてこれは拒否したところなんです。もし船員に三年以降においてもなお解雇しないといふ原則が労働協約その他でできておるならば、これは当然海の者にそういう原則が事業主に認められておれば、陸上労働者についてやつておつたといふ形でもつてやっておつたといふ格好になります。

○鷹井委員 障害年金もつき、船員保険の福祉施設としてやっておつたといふことになれば、やつておつた間は解雇はできないでしょ。障害年金をもらつたらもう解雇できるのですか。——やらない。これは必ずしも海上労働者と一致しない面もあるし、まだある点では一致してあるべき面もあるうかと思いますが、船員の関係におきましては、現在のところは船員によつて違いましょうが、一般的に見ると、労働協約というのは、労働基準法における概念が適用されておるのではないかと思うのです。なおから先は船員は全然責任がないといふ形になつておるのですか、それがどうしてかといふと、われわれが労災法の一部を改正する法律の修正をするときに、与党ががんとしてこれは拒否したところなんです。もし船員に三年以降においてもなお解雇しないといふ原則が労働協約その他でできておるならば、これは当然海の者にそういう原則が事業主に認められておれば、陸上労働者についてやつておつたといふ形でもつてやっておつたといふ格好になります。

○太宰政府委員 今主管課長から御答弁申し上げましたように、船員関係におきましても、船員法にはだいまでの規定ございませんが、労働協約によりまして、三年たつたならば解雇してもよろしいということに現在なつておるわけであります。陸の労働者において解雇されないならば、陸

の労働者においてもやはりおらない場合において、治癒するまで給付す

る、こういうふうにいたしたいといふことでお願いしておりますけれども、それは治療するまでの間は絶対に解雇が通らない。ところが今度政府提案にあって、船員保険で解雇しないといふことはない。むしろ三年といふものが一ヶ月だらよくわからぬのです。

ならぬ。そろでしょ。廢疾なら、あなたのが病氣はなおりませんと宣言するのですから、これは首を切つてもいいと思う。いいことはないけれども、今までの慣行からいければ切つてもいい。ところが今度は廢疾といふものをうろに押しあたのですから、押しやつたのですから、押しあつて今まで通り治療を続けていくのですから、あつとも状態は変わってない。療養手当金を与える状態は、第一年度から三年度までの状態と同じ状態が続いておるわけです。そうして何年か治療をして初めてなつた。廢疾だ、障害年金、こういうことになつたときに、それは廢疾だという認定を受けねば、これはだめになるかもしれません。しかしそこらあたりまではやはり首は切つてはいかぬ、こういう形になると思うのです。立法上の問題として、首がつながる労働者にとつても大事だし、あなた方にとても大事なことですよ、保険経済に關係してくるのですから。だから、そこらを一体あなた方はどう運用との関係を処理していくつもりなのかといふことが、これは政府の管掌の保険ですから、あなたの方の考え方一つですよ。あなたの方で御答弁ができなければ、ちょっと労働省を呼んでもらわなければいかぬです。これは何なら労働省をちょっと呼んでくれませんか。この労災関係、これは労働省の方はがんとして三年でめにしておるわけですね。そうすると、労働省と運輸省と厚生省と話合いの上で船員保険法の一部を改正する法律としてお出しになつた。しかもそれは労働省の労災保険の一一部を改正する法律に準じておやりに

なつた。こういうことで、前が通つておるのだからこれも一つ早く通して下さい、こうしたことだけれども、あなたの船員保険が非常によくなつておるならば、一般陸上の労働者についても同じようなことが言えるのではないかといふのがわれわれの主張なのであります。だから、そのためには厚生省当局のこの立案にあたつての三年以降における雇用問題というものは一体どうなるのか、これは首を切つてもいいといふことでいくのか、首を切つてはいかぬということで厚生省当局はいくのか、この点を一つ明白にしていただきたいのです。

○太宰政府委員 もちろん保険の関係と雇用関係ということは、制度としての主管も違いますから、私がここで申し上げるということは、そういう場合に首を切つてよいかといふことは、むしろ労働省の方で責任を持つてお答えすべきが筋であるということを遠慮しておるわけですねけれども、私どもの方は、従来三年たつてなおらない場合には、従来三晩金の方に移しかえておりますが、その患者の実態が、その後今までおらないものは療養の給付をやるというふうに変わつてきておるというわけではない、実態は昔から同じだと思うのです。ただ、従来は三年というところで区切りをつけて、そこでもなおらないものは療養の給付は打ち切つて、そうして陸上の場合は打ち切り補償とかいうものにして、また船員の関係においては障害年金なんかによる、こういうふうにしておつた。しかし、そういう人たらいえども、なつかつ療養をして、できるだけ手当をするといふ道はあるわけであります。

従いましてそういう点から私の方では、その辺のところまでは私どもとしては考慮に入れてこの規定を作つておるわけではありません。ただ先般の労災保険の改正等にもございましたように、こういふものについてはやはり徹底してその最後までできるだけ可能な限り療養を見てあげるべきだと、いうことで、三年たつた後においてもその療養の保障ができるようにする。陸上の場合においては第一種と第二種と分けたときに、保険料が入つてこないのか、この点を一つ明白にしていただきたいのです。

○太宰政府委員 もちろん保険の関係と雇用関係ということは、制度としての主管も違いますから、私がここで申し上げるということは、そういう場合に首を切つてよいかといふことは、むしろ労働省の方で責任を持つてお答えすべきが筋であるということを遠慮しておるわけですねけれども、私どもの方は、従来三年たつてなおらない場合には、従来三晩金の方に移しかえておりますが、その患者の実態が、その後今までおらないものは療養の給付をやるといふふうに変わつてきておるというわけではない、実態は昔から同じだと思うのです。ただ、従来は三年というところで区切りをつけて、そこでもなおらないものは療養の給付は打ち切つて、そうして陸上の場合は打ち切り補償とかいうものにして、また船員の関係においては障害年金なんかによる、こういうふうにしておつた。しかし、そういう人たらいえども、なつかつ療養をして、できるだけ手当をするといふ道はあるわけであります。

○戸沢説明員 現在の船員法では四十条に雇い入れ契約の解除の規定がござりますから、予算の上では大した影響はないでしょ。しかし一つの法論としては、保険料をとるかどちらかの問題になるわけですから、これは予算に影響がすぐ出てくるわけです。そのための船員保険が非常によくなつておるならば、一般陸上の労働者についても同じようなことが言えるのではないかといふのがわれわれの主張なのであります。それは今日においても同じくたの方の船員保険が非常によくなつておるのだからこれも一つ早く通して下さい、こうしたことだけれども、あなたの人たちのめんどうも見ておつた。だから、そのためには厚生省当局のこの立案にあたつての三年以降における雇用問題というものは一体どうなるのか、これは首を切つてもいいといふことでいくのか、首を切つてはいかぬということで厚生省当局はいくのか、この点を一つ明白にしていただきたいのです。

○戸沢説明員 現在の船員法では四十

いますが、その中に「船員が著しく職務に不適任である」とかいろいろ書いたものは三年間に三十六名、障害年金ましては、その五号に「船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。」と

いう抽象的な規定があるだけでございまして、それを具現化するものとして、結局労使の間で協約を結んでいるところは、これが三年で療養給付を打ち切られた人が、一つの契約解除ができる事由になつておるというだけのこととあります。

○瀧井委員 従つて労働協約でおそらく多くのものは三年になつておるでしょうが、そのほかに三年以上のものがあるかどうか、たとえば大手の船会社で三年以上ずっと雇用関係を持続しているものが、相当労働協約にあるかどうかを知りたいわけです。

○戸沢説明員 現在そういう船主と船員の間で労働協約を結んでおるのは、大手の汽船などがありますが、汽船につきましては全部同一の契約内容になつておるわけで、三年以上になつておるところはございません。

○瀧井委員 わかりました。それから今回の改正の対象となるものの人數、これをちょっと御説明願いたいと思います。

○戸沢説明員 今度の改正による対象を調べるために、現在障害手当金なし障害年金を受けおりますものにつきまして、過去五カ年くらいのカルテによつてそれを経過期間別に、つまり手当金なり年金なりに切りかえられた時期、期間別に調査をいたしてみました。そうしますと、三年たつてそこで廃疾認定され、障害手当金ないし障害年金に切りかえられたものの数を

見ますと、障害手当金に切りかえられ

たものは三年間に三十六名、障害年金六名となつております。従いまして、

年間十二名程度ということになつてお

ります。それをさらに病気別に調べてみると、やはりき損による患者が一番多くございまして、せき損患者で

一級の年金を受給しておるものは十名

ございまして、あとは潜水病とかその他外傷によるものが二、三名ずつある

ような程度であります。

○瀧井委員 そうしますと、これは三十年の七月二十九日以降の障害手当金と障害年金と、こうしたことになるわけですね。その合計が九十二名、こう

ことですね。その結果では、三十一年度は三十五年までの三ヵ年間に三十

六名でございます。それから障害年金につきましては、二十九年度から三十

三年度までの五ヵ年間に五十六名といふことまでございます。それから今回この法律の対象となるものの人數、これをちょっと御説明願いたいと思います。

○戸沢説明員 調査しましたのは、障害手当金につきましては、三十一年度から三十五年までの三ヵ年間に三十

六名でございます。それから障害年金につきましては、二十九年度から三十

三年度までの五ヵ年間に五十六名といふことまでございます。それから今回この法律の対象となるものの人數、これをちょっと御説明願いたいと思います。

○戸沢説明員 今度の改正による対象を調べるために、現在障害手当金なし障害年金を受けおりますものにつきまして、過去五カ年くらいのカルテによつてそれを経過期間別に、つまり手当金なり年金なりに切りかえられた時期、期間別に調査をいたしてみます。そうしますと、三年たつてそこで廃疾認定され、障害手当金ないし障害年金に切りかえられたものの数を

経過措置は三十年七月以降障害年金、以降のそういう重い者はかかる、同時に

しかもせき損患者の特別措置法による保護を受け得られるものに限られるわけでございますから、それは一級に該

当するものだけでございます。そろそろますと、それはごくわずかになりますと、それはごくわずかになりますから、それで、現在調べのついておるところでは

大体五名程度という状況でございま

す。

○瀧井委員 そうしますと、この年金の五十六人といふのは、いわゆるせき損でいえば、著しく脊髄に障害のある

もの、損傷のあるもの、何か法律では

そういう表現になつておるところが……。

○戸沢説明員 少し説明が不十分でございましたが、その九十二名といふのは、これはせき損だけでございませんで、要するに何でも職務上の傷病によって三年たつてもなおならないままに廃疾認定されたものでありますから、せき損患者以外に潜水病とか、半身不随とか、眼疾とか、重度の外傷、あらゆる傷病者を含んでおるわけでございます。それで経過措置は三十年にさかのばつて保護しようといふのは、これは特別措置法ありせば陸上と同様に保護されたであろうといふのだけを救済しようといふわけでございます。

○瀧井委員 わかりました。それから条文だけちょっとお教え願

うことでございます。その結果では、三十一條の二項のところ

は三十年七月二十九日以後に職務上の

事由に基づく外傷性脊髄障害に関するものであります。

○戸沢説明員 ふえるのではなしに、減るわけでございます。というのは、

以降のそういう重い者はかかる、同時に

か。

○戸沢説明員 船員保険の規定は非常にわかりにくうございますが、この三

十一條の一項は、療養給付と傷病手当金が同時に支給されました者につけて、現在調べのついておるところでは

支出されることになりますか。

○太宰政府委員 大体平年度化いたしましたのが約九年くらいの後かといふ

うちに私ども考えておりますが、その平

年度化いたしました場合において増加いたします分が約五百五十万、それか

ら三年を越えましても、なお療養給付いたします関係で、長期給付の方で減額となります。国負担は大体それの三分の一です。

○瀧井委員 わかりました。それから条文だけちょっとお教え願

うことでございます。その結果では、三十一條の二項のところ

は三十年七月二十九日以後に職務上の

事由に基づく外傷性脊髄障害に関するものであります。

○戸沢説明員 ふえるのではなしに、減るわけでございます。というのは、

すが、ちょっと説明してくれません

か。

○戸沢説明員 船員保険の規定は非常にわかりにくうございますが、この三

十一條の一項は、療養給付と傷病手当金が同時に支給されました者につけて、現在調べのついておるところでは

支出されることになりますか。

○太宰政府委員 大体平年度化いたしましたのが約九年くらいの後かといふ

うちに私ども考えておりますが、その平

年度化いたしました場合において増加いたします分が約五百五十万、それか

ら三年を越えましても、なお療養給付を受け始めたという

者についての規定でございます。

○瀧井委員 わかりました。それから条文だけちょっとお教え願

うことでございます。その結果では、三十一條の二項のところ

は三十年七月二十九日以後に職務上の

事由に基づく外傷性脊髄障害に関するものであります。

問したのですが、日雇い健康保険につ

いては、日雇いの方に不公平だつたんですね。ところがこちらはもっと寛大

肺法なり労災法の改正と関連をして出て参ったのですが、運輸省の方でもこの改正には関与されたわけですか。

○今成説明員 御相談を受けております。

○滝井委員 そうなりますと、船員の場合では、三年間せき損ならせき損で治療を受けますね。そうしますと、陸上の労務者は、もう三年たてばあとは解雇になつたのですね。われわれは、そういう業務上の障害で一生不治になつた者は解雇すべきでないだらう、少なくとも六カ年間は……。というの打ち切り補償になつたら、六カ年分だけのお金を千二百日分やりますから、六カ年間は解雇しないがいいといふのが、われわれの主張だつたわけです。船員法でもあるいは船員保険法でも、三年間治療をしてなおらない者にわざです。これが、この改正の後においては一体どうしたことになるだらうかといふ質問なんですが、解雇制限といふのはついていくのか、それとも三年すればやはり解雇されることになるのかといふことなんです。

○今成説明員 その問題は船員法第四十条の問題であらうかと思うのであります。船員法第四十条の第五号に、「船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないと」とある。第六号の「前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき」と、第五号ないし第六号による解除ということは、一応法律上ではできる形に現在はなつております。

○滝井委員 「職務に堪えないとき」とか「やむを得ない事由」というのは、何年で切りなさいといふように、期限

は切つていいわけですね。労働基準法、労災その他は、雇用期間は三年ですぞと、きちんとこうなつておるわけですね。三年以降になれば、事業主は解雇制限から免れる。解雇してもよろしいのである、こうなつておるのですが、船員法の関係では、今言つたような抽象的な言葉しかないわけです。

○今成説明員 御質問は、現行法のとじやなくして、何かそういう改正の意図ありやといふことでございましょうか。

○滝井委員 具体的に例をとつて申しますと、今まで脊髄損傷になりますと、三年間治療してなおらないと、これは廢疾の認定を行なつたわけですね。そして大体解雇というものが、陸上労務者では常識として行なわれてきたわけです。ところが今度の船員保険法では、三年たつても病気がなおらないければ廢疾の認定をしないわけですね。この船員法でそういうことはできず。船員法では常識として行なわれてきたわけです。そこで、そのときに初めて廢疾の認定を行なう、こういう形になつたときが切れるといふ場合には、一応首が切れるといふことになつてしまふけれども、実際問題といたしまして、職務上でのよくな病気になりまつた場合には、各自労働協約その他によつて首を切らないようにやつておられる例が多いわけであります。ただ船舶といふ特殊な作業場におきましては、その廢疾の認定はなくとも疾病のため職務に耐え得ない者を乗せておることは、やはり陸上の場合と違う事情があつて非常に困難な場合がありますので、法文で明確に三年間首を切つてはならない規定はない。しかし、今あなたの言われたように、四十条の五号と六号に、「職務に堪えないとき」とか、そないかと思います。

○滝井委員 今は三年以内の者は首を切らぬのでしょ。

では、三年か何か知らぬけれども、三年以内で切つておつたんでしょう。その条文はあるけれども、今度の改正の重要点では廢疾にしないということになつたんだから、「やむを得ない事由」とかなんとか言わずに、延ばしてみたらどうか。解雇制限を六年なら六年と——三年間は解雇制限がある。今度、死んだら三十六ヶ月分一時金をやりますが、労働基準法では、打ち切り補償をやつたときは千二百日分の金を払いますがね、それは六年分のお金です。従つて三年、六年の、九年は解雇すよといふ計算になつておるわけですか。

○今成説明員 御質問の問題としをしてはいかぬのじゃないかといふことを私は理論的に言つておるわけですね。この船員法でそういうことはできないものか。

○今成説明員 現在のところ、現行法では建前としては、こういふように職務に耐え得ないときとか、やむを得ない事由のあるときとかいう場合には、一応首が切れるといふ場合には、反の労働協約を結んでいいわけないわけですから、三年以内は首を切つてはいかぬといふことは労働基準法の——基準法といふのは船員であろうと何であるうと適用するのじゃないのですか。適用しないのですか。

○今成説明員 船員は労働基準法の適用除外になつておる。船員法が適用に

○今成説明員 いや、三年以内は首を切らぬでいいように、そういう措置をとつておる。ただ法律上それが保障されないものか。

○今成説明員 三年以上はですよ。○滝井委員 三年以上はですか。

○今成説明員 やはり、三年以内は首を切らないように、そういう措置をとつておる。ただ法律上それが保障されないわけではありません。お申し上げますと、船員法では雇い入れ契約といふ特殊な形態でございまして、つまり乗船から下船までの期間を雇い入れ契約期間と申します。お申し上げたのであります。

○滝井委員 それじゃ、労働基準法違反の労働協約を結んでいいわけない

○今成説明員 その負傷または疾病が防止するには、厚生省がさいぜん説明業務上であろうと業務外であろうと業務適用されるわけでございます。

○今成説明員 前にはなつております。○滝井委員 そしたら首を切らなければ、厚生省の言つておつたことと違つてくるですよ。三年以内は、私はそれを首切つてもいいのですか。

○今成説明員 現実の協約の問題としめて、そういう労働協約を結んで首を切らないようにしておるということを厚生省の保険課長は御説明になつたのだろうと思ひます。

○滝井委員 三年以上はですか。

○今成説明員 その負傷または疾病が

業務上であろうと業務外であろうと業務適用されるわけでございます。

○今成説明員 そしたら首を切らなければ、厚生省の言つておつたことと違つてくるんですよ。三年以内は、私はそれを首切つてもいいのですか。

○今成説明員 今船員法はそういう建前にはなつております。

○滝井委員 そしたら首を切らなければ、厚生省の言つておつたことと違つてくるんですよ。三年以内は、私はそれを首切つてもいいのですか。

○今成説明員 今船員法はそういう建

○今成説明員 さよろやござります。

○滝井委員 そうすると、その場合の予備員のことを書いた規定はどこにありますか。そして保険料の標準報酬その他の関係といふものは、船員保険法ではどういう工合になつてくるのですか。

○今成説明員 予備員の規定は船員法第一百八条に、三十一条から三十四条まで、それから八十四条二項及び百条の規定は「予備員の雇用契約にこれを準用する。」とあります。この部分において予備員は保護されておるわけでございます。

○滝井委員 そりしますと、この百八条で「予備員の雇用契約にこれを準用する。」ということは、その準用する規定は三十一条は法律違反に関する規定、三十二条は強制賃金の禁止、八十四条は未成年者の能力の問題ですね。それから百条は就業規則の効力ですね。だから、この就業規則なんてものは働いてないわけですから、そうしますとその場合は当然給料が違ってくるわけでしょう、予備員になりませんが、船に乗っておりませんから、給料は、乗船手当とかそのほかのものが削除されますから、本給だけになりますして、その部分だけ低くなると思います。

○滝井委員 そうしますと、これで船員保険法の標準報酬の算定といふものが、予備員になつた場合と乗船をしておる場合と、絶えず変動してくるわけですね。標準報酬といふものは定めら

れなくなつてしまふじゃないですか。それは一体どういう工合に把握するのですか。

○戸沢説明員 船員保険法におきましては、船員保険法の十七条で、船員保険の強制被保険者としまして「船員法第一条规定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラル者ハ船員保険ノ被保険者」となつておりますので、明らかに船員法第一条规定スル船員トシテ船舶所有者が船員法の一条ないし二条から出でますから、当然に予備員も被保険者として扱っております。その標準報酬の認定等は確かに一般の乗組船員とは実態は違うわけでありますけれども、ありますにて、この予備員といふのは、今のところ大型汽船でございますから、その給与の実態も比較的つかむことも容易でございますので特に予備員だからといって支障を来たしておるというようなことはございません。

○滝井委員 この船員というのは、船長と海員と予備員と、これだけあるわけですね。その予備員といふのは、「船上に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの」こうなつておりますね。従つて今度給料の固定給ではないかぬですね。現物給与を見ると、固定給といふのはあるわけです。標準報酬といふのは標準報酬が含まれてくるし、それから下宿等を提供すれば疊一枚百円とか二百円とかいって、その疊の枚数の人は。従つてこれは船に乗らない間には、家に帰る人もいるし、家に帰らないくて、船員会社の寮か何かにいる人も

あります。

○戸沢説明員 そこでこの船員保険法の対象になるわけです。だからこれは非常にまちまちで、あなたの言うように、どうも僕はそういうことでちょっと疑問が出でましたですが、どういうように一体標準報酬を把握するか、これは標準報酬によつてあとの遺族年金とかいろいろなもののが基礎になつてくるわけです。平均賃金の基礎になるわけですか。標準報酬を把握するか、これは標準報酬によってありますけれども、どういう工合におやりになつているのか。

○戸沢説明員 標準報酬はどういうものを認定の対象として入れるかというとありますて、この予備員といふのは、他のこういう小さな船の特殊性と申しますが、そう莫大な額ではないと思うのですが、これらは、一般的、抽象的には船員保険法の三条にきまつておりますて、固定された賃金、給料、俸給、手当、賞与、そういうものが標準報酬の中に入り、臨時給与的なものは除外すると、そういうことになつております。それに基づきまして、さらにその標準報酬の算定についての方法が第四条の二にこまかい規定がまだございますが、そういう規定に基づきましてさらに告示でもつてその標準報酬月額の算定期法といふものをきめておりまして、予備員の場合にはどういう給与をとるとか、予備員のない船舶所有者についてはどういうものを対象にするとかいう一定の算出方法、様式をきめて計算しきです。その予備員といふのは標準報酬といふのは、給付しますのは、船員法第一條か、予備員のない船舶所有者についてはどういうものを対象にするとかいう一定の算出方法、様式をきめて計算しておるわけでございます。

○戸沢説明員 傷病手当金で保護しますのは、給付しますのは、船員法第一條の規定する船員だけでございまして、その他の者は労働基準法と労災法の適用を受けまして、労災法によつて災害補償が保障されるという格好になつておりますて、この点は今度の改正後も同様でございます。

○滝井委員 だから私はそこに問題があると思うのです。海上労務者は陸上でやるわけですね、標準報酬といふのは。従つてこれは船に乗らない間は、家に帰る人もいるし、家に帰らないくて、船員会社の寮か何かにいる人も

乗つている人たちは、五トン未満になると、基準法と労災法にいきなさい、それ以上のものは別ですよといふこと

がおかしいと思うのですよ。やはり私はこういう三十トン未満の漁船とか五

トン未満の船舶といふようなものにつれて、これら零細な漁船等における業

務上の疾病、負傷、こういうものの救

助、こういうものははどういうようにお考えになつておりますか。健康保険における五人未満の事業所は健康保険には加入しておませんが、これは漁船その

他、こういう小さな船の特殊性と申しますが、そう莫大な額ではないと思うのですが、これらは、一般的、抽象的には船員保険法の三条にきまつておりますて、固定

されただけでありますけれども、どうも、どうしてそれよりいい部分について船員のものをやるというふうに、何

か法律を一本にして、その上にプラスアルファを船員につけていく、こう

いう形をとるなら話がわかる。ところで、労災法に追いやるというのはどうも筋が通らない。それならば全部の者にまず労働基準法なり労災法を適用しまして、それでそれよりいい部分について船員のものをやるというふうに、何

か法律を一本にして、その上にプラスアルファを船員につけていく、こう

いう点について、一體船員法の所管の運輸省としてはどういうことですか。

○今成説明員 労働基準法と船員法の適用の範囲の問題は、いつも問題になつておられますけれども、どこかで

引かなければならないと存じます。その場合船員法の適用船員をどれくらい

以上の船に対するかということはいつも

問題になり、新しい議論として論ぜられておられますけれども、問題

は船員法が労働基準法と別にできました根本から申し上げますと、やはり海

上遠く家を離れて、職場即住居という

特殊な労働条件のもとに働く船員を保護する労働保護法は、陸上の労働基準法とは異なる点が多々あるといふところに、船員法が基準法から独立して作られたゆえんのものがあるわけでござります。従いまして船と名がつけば、たとへ一トンの船でも、あるいは湖水に浮かぶボートでもというわけにはいきません。やはりそこに海上遠く離れて船員らしい生活をしておるこれを俗の言葉で言いますと、塩漬けがあるかないかといふところに切れ目をつけておるわけあります。現行法としては一応塩漬けをもつて項目といたことにしておるわけでござります。

○斎井委員 よくわかりました。ただし問題は、同じ船員従事者がトン数が少ないからといって、一方は基準法に行く、一方は船員法に行くということはどうもちょっと解せないところがあるわけです。塩漬けだけと言いますが、小さい船に乗る者でも大きい船に乗ることもあるわけで、そうするとそれはすぐ厚生年金の問題なんかになってしまいます。そうすると三十トン未満とか五トン未満は国民年金に加入する、そうして今度はまた大きな船に乗り始めると厚生年金になるということで、どうも制度としてまずいところがあるのですよ。だから、大は小をかねるので、大きいのはいい。小さなことになるのだろうと思いますけれども、やはり問題を系統的に片葉で言い表わせば、塩漬けがあるかないかといふことになるのだろうと思いましていくとすれば、やはり小さい船でも一応何か船員法の例外的なもので

救つていく方がいいのではないかと思うのです。それならば脊髄損傷は労災法でもいいのですよ。ちつとも教えないことはない。病気そのものをとらえられています。従いまして船と名がつけば、たとい一トンの船でも、あるいは湖水に浮かぶボートでもというわけにはいきません。やはりそこに海上遠く離れて船員らしい生活をしておるこれを俗の言葉で言いますと、塩漬けがあるかないかといふところに切れ目をつけておるわけあります。現行法としては一応塩漬けをもつて項目といたことにしておるわけでござります。

○斎井委員 検討ばかりではなくて、同じで、そういう点でやはりとらえ方をどういう立場にとらえるかというところは、その見方々々によつていろいろ違つてきますけれども、同じ海のかおり水のかおりをかいでの仕事をしている者を一つのグループに集めるという方針なら、私はやはりこの五人未満といふものも健康保険に将来入れなければならぬと同様に、五トン、三十トン未満の船員なり漁船も船員法の方に向向としては持つていいべきではないかという感じがするのです。ここらあたりも今後われわれが社会保障を体系的に整備する上において一つの問題として残つてゐる。そうでないと、この人たちは海の仕事をしている、川の仕事をしている、湖の仕事をしているにかかるわらず陸上の人と同じような適用を受け、一方は海の適用を受けるといふことで、どちらも納得がいかない点が出てくると思うのです。

○八木(一男)委員 内藤政務次官から一つ……

○内藤(隆)政府委員 大体においてさうなことでございます。

○八木(一男)委員 そういうような点から考えますと、陸上のけい肺とかせき損の患者と同じように、やはり海員の関係のそういう患者も扱わなければならぬといふような考え方方が底流としてあつて、こういふものが出されたかりやすく抜本的に近く改正をしておつてもしようがありませんから、これでやめますが、ぜひ一つ船員保険法をわざと書いておつて読みたいと思います。

○内藤(隆)政府委員 大体においてさうなことでございます。

それはかつて船員であった者であろうと、炭鉱労働者であつた者であつたと、石灰山の労働者であつた者であると、脊髄損傷の労働者であることは違つてきますけれども、同じ海のかおり水のかおりをかいでの仕事をしている

が、じんせん延びているので、こういふことはない。病気そのものをとらえなければならない。病気そのものをとらえています。従いまして海で起つたって脊髄損傷であることには変わりはない。

○内藤(隆)政府委員 仰せのごとくかたなの文章で、内容等にも検討を加えなければならぬものが多々あると思ひますので、一つ慎重に検討してみたい、かように考えます。

○内藤(隆)政府委員 検討ばかりではなくて、ほんとうに一つ実践をしてもらいたい

と思いますが、実態においてそつてはいきません。まだ十分でないと思ひます。しかし今後こういうふうにして新たに改正をお願いして、もしこれができるだけその内容が特別なそつとうい点が多くございますので、その実態をうそでない方に合わせていただかなければならぬと思うのです。それで、陸上の方にもせき損患者がござりますが、陸上の方のせき損患者は労災病院とか、せき損特に経験の深いお医者さんがいる、そういう設備の整つて、陸上の方にもせき損患者がござりますが、陸上の労災病院で、非常に不幸な状態でありますけれども、できるだけ早く回復できるようにいろいろの医療が施されております。また回復がなかなかできない人も、院内いろいろの適切な措置が行なわれておるわけです。そういう点で、労災病院はかなりよくいつて言われておりますが、要するに陸上の方のじん肺その他の法律の改正に合わせての船員保険法の改正案が出来たというようなことだと存じます。それが、それでよろしくござりますが、

○八木(一男)委員 時間もだいぶ過ぎましたので、滝井委員とあまりダブルでないような点で御質問を申し上げたいと思います。船員保険法の今度の一部改正案についての質問でござります。

○内藤(隆)政府委員 いろいろと船員保険の改正案の理由について言われておりますが、要するに海上の労働者である船員のせき損患者が陆上にいて、その問題を含んでおられますので、たゞ委員会の普通の法律の対峙したようすけれども、こういうことは結局厚生省がほんとうに決心すれば解決がすぐできる問題を含んでおりますので、たゞ委員会の普通の法律の対峙したようすけれども、こういうことは結局厚生省がほんとうに決心すれば解決がすぐできますが、しつかりお聞きを願いたいのです。局長にもしつかりお聞きを願いたいのですけれども、こういうことは結局厚生省がほんとうに決心すれば解決がすぐできますが、しつかりお聞きをしておられます。

○八木(一男)委員 特に内藤さんしつかりお聞きを願いたいのです。局長にもしつかりお聞きを願いたいのですけれども、こういうことは結局厚生省がほんとうに決心すれば解決がすぐできますが、しつかりお聞きをしておられます。これは大局的な立場でございますが、大臣のかわりに政務次官からぜひともお伺いしたいと思います。

○太宰政府委員 それでは便宜私が

しまして、お聞きの通り、お尋ねのように現状で申しますれば、先ほど滝井委員の御質問にもお答えいたしましたが、陸上についてはあいの特別保護立法があり、その給付といふ形で労災病院などにおいて保護が行なわれています。それで船員につきましては、現状は大体そういう方は傷害年金を支給する、そしてあとはいわゆる福祉施設としてそれぞれ船員保険病院なりで

が、その一番最後に——今見つかりませんけれども、厚生省は十分御存じでございまして、船員保険の一部負担について検討しなければならぬという文言がついているわけです。そこで厚生省の方も運輸省の方もよく聞いていただきたいのですが、この船員保険法の一部改正案、本国会に二つ出ましたあとの方のものは、陸上の方のじん肺法に関連して出た問題でありまして、ですから普通の一部負担の問題の内容とは違うわけです。違うのにかかるわらず、その問題のときに、一部負担についての問題がある、至急に検討して解決しなければいかぬという諸問の答申が出たところに非常に重大性があるといふことを厚生省も運輸省もお考えを願いたい。この問題については昭和二十九年でございましたが、健康保険法の一部改悪案が通りましたときに、船員保険法もその改悪案が通った。その一部負担は特に問題が別であつてけしからぬという問題になつて、ただ健保法にならつて出てしまつたのであります。ところが船員保険ではその一部負担は特に問題が別であつてけしからぬといふことについて、それでは、參議院の社会労働委員会では、それは直さなければいかぬという附帯決議がつき、またしばしば運輸大臣も厚生大臣もそういうことについて、それはいかぬといふことについて、それがいかぬから、そういう点については一部負担の不合理な点を改めなければなりません。なほ、運輸大臣はそういうことが多かつた。そういうことで、運輸省としてはそういうことは特に十分お

わかりのはずなのに、今まで船員保険法の一部負担が非常に不合理であると云ふことを直す措置を数年間怠つておられたのは非常に怠慢だと思う。それについて今までのように考えておられる省の方も運輸省の方もよく聞いていただきたいのですが、この船員保険法の一部改正案、本国会に二つ出ましたあとの方のものは、陸上の方のじん肺法について出た問題でありまして、ですから普通の一部負担の問題の内容とは違うわけです。違うのにかかるわらず、その問題のときに、一部負担についての問題がある、至急に検討して解消されたい。この問題については厚生省と十分相談されて運輸省として推進される意思ありやなしや、それについての御答弁をいただきたい。

○土井政府委員 ただいまお尋ねございましたこの船員保険に関連しまして、船員の疾病についての一部負担制

度審議会におきまして、船員法との関係において問題があり、実際にも被保険者にきわめて不利な状態が存するので、可及的すみやかに適切なる改善措置を講すべきであるという御答申をいただいておるわけでございます。こ

の問題につきまして前々国会でも当時の政府委員が答弁いたしまして、実際問題として、船員法はどうかく船員が疾病にかかるときは船舶所有者がその費用で療養を施す、あるいは療養に必要な費用を負担するというのが原則であり、いわんや海上労働者においては、船舶といふものはひんぱんに港を出入りするものであるから、特定の地点にばかりおる陸上労働者と違つた

ところ、これは大問題であるということに大問題になつて、ただ健保法の方の一番焦点の大問題である。ところが船員保険ではそ

うのは健康保険法の方の一部負担といふ問題がつつかぬから通つてしまつたけれども、これは大問題になつて、ただ健保法の方の一番焦点の大問題になつたのです。ところが船員保険ではそ

うの問題について、結局のところまあうな事例も、これは調査においても若干発見しておるわけでありまして、そ

の点について管海官庁あるいは労務官を通じまして、われわれの方も労使双方にできるだけその点について調整を

するような指導をして参つたのであります。ただいま八木委員からお尋ねあ

りますように、今回こういう船員保険法が改正になる機会になぜそれじやそ

の問題を提案しなかつたのかといふお尋ねでございますが、御承知のように今度の改正につきましては、ここに案

文も出ておるよろんな範囲でもつて、お

の権利があるものが請求できない。それから、一回ならまだしも、数回も

かかるだけ早急に適切な措置を講すべきである。たまたま法律の改正にはひ

まがかかるから、その間においては船員労務官をして、船主負担において船員の、海上労働者の負担にならぬよう

ができるだけの措置をとろうというよう行政上の措置は、引き続き講じたい

省としてはそういうことは特に十分お

わかりのではなくのに、今まで船員保険法の一部負担が非常に不合理であると云ふことを直す措置を数年間怠つておられたのは非常に怠慢だと思う。それについて今までのように考えておられる省の方も運輸省の方もよく聞いていただきたいのですが、この船員保険法の一部改正案、本国会に二つ出ましたあとの方のものは、陸上の方のじん肺法について出た問題でありまして、ですから普通の一部負担の問題の内容とは違うわけです。違うのにかかるわらず、その問題のときに、一部負担についての問題がある、至急に検討して解消されたい。この問題については厚生省と十分相談されて運輸省として推進される意思ありやなしや、それについての御答弁をいただきたい。

○土井政府委員 ただいまお尋ねございましたこの船員保険に関連しまして、船員の疾病についての一部負担制

度審議会におきまして、船員法との関係において問題があり、実際にも被保険者にきわめて不利な状態が存するので、可及的すみやかに適切なる改善措置を講すべきであるという御答申を

いただいておるわけでございます。この問題について前々国会でも当時の政府委員が答弁いたしまして、実際問題として、船員法はどうかく船員が疾病にかかるときは船舶所有者がその費用で療養を施す、あるいは療養に必要な費用を負担するというのが原

則であり、いわんや海上労働者においては、船舶といふものはひんぱんに港を出入りするものであるから、特定の

地点にばかりおる陸上労働者と違つた

ところ、これは大問題であるということに大問題になつたのです。ところが船員保険ではそ

うの問題について、結局のところまあうな事例も、これは調査においても若干発見しておるわけでありまして、そ

の点について管海官庁あるいは労務官を通じまして、われわれの方も労使双方にできるだけその点について調整を

するような指導をして参つたのであります。ただいま八木委員からお尋ねあ

りますように、今回こういう船員保険法が改正になる機会になぜそれじやそ

の問題を提案しなかつたのかといふお尋ねでございますが、御承知のように今度の改正につきましては、ここに案

文も出ておるよろんな範囲でもつて、お

の権利があるものが請求できない。それから、一回ならまだしも、数回も

かかるだけ早急に適切な措置を講すべきである。たまたま法律の改正にはひ

まがかかるから、その間においては船員労務官をして、船主負担において船員の、海上労働者の負担にならぬよう

ができるだけの措置をとろうというよう行政上の措置は、引き続き講じたい

省としてはそういうことは特に十分お

てはいる。そして、それは何といつても話にならぬ。何といつても話にならぬということは、数年前からわかつているわけです。数年前からわかつているのに、一つも直さないわけです。こんなに直さないわけです。こんなばかな話はない。数年前の二十九年、ときに大問題になつて、これはいかぬということは、与野党を通じてわかつて、そういうことはいかぬという附帯決議がついている。一年後くらいに必ず直せというのがついてるのに、なまけて直さない。しかも船員保険法がそれから二回も出ておるのに一つも入つていません。これは非常に困った問題だと思う。太宰さんに一つこれはぜひ、過去を問い合わせてもしようがありませんから、問い合わせる理由は十分ありますけれども、今国会中に改正案を、その点だけでもいいから出す、そのくまでも同じです。政府の方で、三回も出しきな問題であります。船員保険は陸上労働者とも多少違く点がある。それお話をのように、船主が業務外におきだと思いませんが、これはやはり相当程度おわかりいただけるものと考えます。一部負担の問題は、まあそろそろどこで申し上げなくておわかります。それでも三月分は出すということは、お話をどうぞ。私はお話しのようないいから出しますといふことです。しかし、この際は、今回も、船員保険法の問題としても私は出でてくると思います。そういうようなことでござりますので、この際は、今回の改正の場合においては、お話をどのように陸上のけい肺、じん肺等の措置に見合つた分だけをとりあえず改正しておきまして、その他のところの点につきましては、そういうところでいま盛んに検討いたしております段階でござります。それから、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、確かに運営という表現で申し上げている。そこにまあいろいろ御議論のこととお話をございましたが、私どもはお話をよくお聞きいたしまして、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、筋の通つたことならば、三回も四回も改正案を出して文句は言いません。われわれも大歓迎します。三回出しても検討して参りたいといふことを、実じらけしからぬとは言いませんから、筋の通つたことなら、三回も四回も改正案を出してお出しになる決心を固めていただきたい。それについて保険局長、船員局長と内藤政務次官から御答弁を願いたい。

○太宰政府委員 一部負担の問題についてお話をうながす。前々からいろいろ御質問をいただいておりますし、この国会におきましても、先般のいわゆる保険四法の改正の際にも、八木委員からもよくお話をうながして、その点はまことに遺憾に存するわけですが、御趣旨の点に至つても少し近代化しない点が私どもあるのではないか、これを何とかして少し近代的な内容及び形を持つたものにいたしたいということを、先般衆院の関係者、といいますと、船主側あるいは海員側その他学識経験者の方にも御参加いただいて、これを一つ研究していく、なるべく近い将来においてこれを全面改正をして、新しい装いのものにいたしたい、かと思ひます。それで、まず、私がお話をうながすと、船員保険法と合併して改めて改正案を——普通ならばあいがかり良識のあるところではそういうものとおもいますが、これはやはり相当な程度おわかりいただけるものと考えます。一部負担の問題は、まあそろそろどこで申し上げなくておわかります。それでも三月分は出すといふことは、お話をどうぞ。私はお話しのようないいから出しますといふことです。しかし、この際は、今回も、船員保険法の問題としても私は出でてくると思います。そういうようなことでござりますので、この際は、今回の改正の場合においては、お話をどのように陸上のけい肺、じん肺等の措置に見合つた分だけをとりあえず改正しておきまして、その他のところの点につきましては、そういうところでいま盛んに検討いたしております段階でござります。それから、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、筋の通つたことならば、三回も四回も改正案を出して文句は言いません。われわれも大歓迎します。三回出しても検討して参りたいといふことを、実じらけしからぬとは言いませんから、筋の通つたことなら、三回も四回も改正案を出してお出しになる決心を固めていただきたい。それについて保険局長、船員局長と内藤政務次官から御答弁を願いたい。

○太宰政府委員 一部負担の問題についてお話をうながす。前々からいろいろ御質問をいただいておりますし、この国会におきましても、先般のいわゆる保険四法の改正の際にも、八木委員からもよくお話をうながして、その点はまことに遺憾に存するわけですが、御趣旨の点に至つても少し近代化しない点が私どもあるのではないか、これを何とかして少し近代的な内容及び形を持つたものにいたしたいということを、先般衆院の関係者、といいますと、船主側あるいは海員側その他学識経験者の方にも御参加いただいて、これを一つ研究していく、なるべく近い将来においてこれを全面改正をして、新しい装いのものにいたしたい、かと思ひます。それで、まず、私がお話をうながすと、船員保険法と合併して改めて改正案を——普通ならばあいがかり良識のあるところではそういうものとおもいますが、これはやはり相当な程度おわかりいただけるものと考えます。一部負担の問題は、まあそろそろどこで申し上げなくておわかります。それでも三月分は出すといふことは、お話をどうぞ。私はお話しのようないいから出しますといふことです。しかし、この際は、今回も、船員保険法の問題としても私は出でてくると思います。そういうようなことでござりますので、この際は、今回の改正の場合においては、お話をどのように陸上のけい肺、じん肺等の措置に見合つた分だけをとりあえず改正しておきまして、その他のところの点につきましては、そういうところでいま盛んに検討いたしております段階でござります。それから、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、筋の通つたことならば、三回も四回も改正案を出して文句は言いません。われわれも大歓迎します。三回出しても検討して参りたいといふことを、実じらけしからぬとは言いませんから、筋の通つたことなら、三回も四回も改正案を出してお出しになる決心を固めていただきたい。それについて保険局長、船員局長と内藤政務次官から御答弁を願いたい。

○太宰政府委員 一部負担の問題についてお話をうながす。前々からいろいろ御質問をいただいておりますし、この国会におきましても、先般のいわゆる保険四法の改正の際にも、八木委員からもよくお話をうながして、その点はまことに遺憾に存するわけですが、御趣旨の点に至つても少し近代化しない点が私どもあるのではないか、これを何とかして少し近代的な内容及び形を持つたものにいたしたいということを、先般衆院の関係者、といいますと、船主側あるいは海員側その他学識経験者の方にも御参加いただいて、これを一つ研究していく、なるべく近い将来においてこれを全面改正をして、新しい装いのものにいたしたい、かと思ひます。それで、まず、私がお話をうながすと、船員保険法と合併して改めて改正案を——普通ならばあいがかり良識のあるところではそういうものとおもいますが、これはやはり相当な程度おわかりいただけるものと考えます。一部負担の問題は、まあそろそろどこで申し上げなくておわかります。それでも三月分は出すといふことは、お話をどうぞ。私はお話しのようないいから出しますといふことです。しかし、この際は、今回も、船員保険法の問題としても私は出でてくると思います。そういうようなことでござりますので、この際は、今回の改正の場合においては、お話をどのように陸上のけい肺、じん肺等の措置に見合つた分だけをとりあえず改正しておきまして、その他のところの点につきましては、そういうところでいま盛んに検討いたしております段階でござります。それから、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、筋の通つたことならば、三回も四回も改正案を出して文句は言いません。われわれも大歓迎します。三回出しても検討して参りたいといふことを、実じらけしからぬとは言いませんから、筋の通つたことなら、三回も四回も改正案を出してお出しになる決心を固めていただきたい。それについて保険局長、船員局長と内藤政務次官から御答弁を願いたい。

○太宰政府委員 一部負担の問題についてお話をうながす。前々からいろいろ御質問をいただいておりますし、この国会におきましても、先般のいわゆる保険四法の改正の際にも、八木委員からもよくお話をうながして、その点はまことに遺憾に存するわけですが、御趣旨の点に至つても少し近代化しない点が私どもあるのではないか、これを何とかして少し近代的な内容及び形を持つたものにいたしたいということを、先般衆院の関係者、といいますと、船主側あるいは海員側その他学識経験者の方にも御参加いただいて、これを一つ研究していく、なるべく近い将来においてこれを全面改正をして、新しい装いのものにいたしたい、かと思ひます。それで、まず、私がお話をうながすと、船員保険法と合併して改めて改正案を——普通ならばあいがかり良識のあるところではそういうものとおもいますが、これはやはり相当な程度おわかりいただけるものと考えます。一部負担の問題は、まあそろそろどこで申し上げなくておわかります。それでも三月分は出すといふことは、お話をどうぞ。私はお話しのようないいから出しますといふことです。しかし、この際は、今回も、船員保険法の問題としても私は出でてくると思います。そういうようなことでござりますので、この際は、今回の改正の場合においては、お話をどのように陸上のけい肺、じん肺等の措置に見合つた分だけをとりあえず改正しておきまして、その他のところの点につきましては、そういうところでいま盛んに検討いたしております段階でござります。それから、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、筋の通つたことならば、三回も四回も改正案を出して文句は言いません。われわれも大歓迎します。三回出しても検討して参りたいといふことを、実じらけしからぬとは言いませんから、筋の通つたことなら、三回も四回も改正案を出してお出しになる決心を固めていただきたい。それについて保険局長、船員局長と内藤政務次官から御答弁を願いたい。

○太宰政府委員 一部負担の問題についてお話をうながす。前々からいろいろ御質問をいただいておりますし、この国会におきましても、先般のいわゆる保険四法の改正の際にも、八木委員からもよくお話をうながして、その点はまことに遺憾に存するわけですが、御趣旨の点に至つても少し近代化しない点が私どもあるのではないか、これを何とかして少し近代的な内容及び形を持つたものにいたしたいということを、先般衆院の関係者、といいますと、船主側あるいは海員側その他学識経験者の方にも御参加いただいて、これを一つ研究していく、なるべく近い将来においてこれを全面改正をして、新しい装いのものにいたしたい、かと思ひます。それで、まず、私がお話をうながすと、船員保険法と合併して改めて改正案を——普通ならばあいがかり良識のあるところではそういうものとおもいますが、これはやはり相当な程度おわかりいただけるものと考えます。一部負担の問題は、まあそろそろどこで申し上げなくておわかります。それでも三月分は出すといふことは、お話をどうぞ。私はお話しのようないいから出しますといふことです。しかし、この際は、今回も、船員保険法の問題としても私は出でてくると思います。そういうようなことでござりますので、この際は、今回の改正の場合においては、お話をどのように陸上のけい肺、じん肺等の措置に見合つた分だけをとりあえず改正しておきまして、その他のところの点につきましては、そういうところでいま盛んに検討いたしております段階でござります。それから、その問題が必ずしも船員の場合にも——船員はもう陸上と全然違つていいのだといふには、筋の通つたことならば、三回も四回も改正案を出して文句は言いません。われわれも大歓迎します。三回出しても検討して参りたいといふことを、実じらけしからぬとは言いませんから、筋の通つたことなら、三回も四回も改正案を出してお出しになる決心を固めていただきたい。それについて保険局長、船員局長と内藤政務次官から御答弁を願いたい。

○八木(一男)委員 それからあと一点だけ伺います。船員保険法の今度の改正点ではございませんが、船員保険の標準報酬がたしか最高三万六千円だつたと思いますが、太宰さん、そうです。

ね。——健康保険の標準報酬の最高は五万三千円。そこで、これは意地悪い質問はしませんけれども、何と書きまづか、健康保険の方の対象者の平均賃金と、それから船員保険法の賃金の平均、おわかりでなければけつこうですけれども、平均といよりは最高、高給者が船員の方に多いと思う。多い方の給料を持つていて方の人の数の調べ、比較、そういう数字があつたらお示し願いたいと思いますが、明らかに高給者が船員の方に多いと思う。多いために、私は船員保険の方に標準報酬が三万六千円でストップになっている。一般的の健康保険の方は五万二千円まで上がっている。これは非常に矛盾だと思う。やはり船長とか事務長とか機関長とかあるいは通信長なんかしている人は、ずいぶん長いこと海上労働で苦労された方でございますが、そういう人たちの標準報酬が、実際の給料がそれよりはるかに高いのに三万六千円でストップされて、いろいろな給付がそれに準じて行なわれるということは非常に不合理だと思います。そういうような賃金の実態に合わせて標準報酬を改訂していくだらのが正しいのじやないか、これについて内藤政務次官と太宰保険局長から御答弁願います。

○太宰政府委員 私から便宜お答えしたいと思います。

一般委員会でいわゆる保険四法の御改正をいただいたときの資料の記憶で申し上げますが、あの当時は厚生年金關係は一万八千円というように非常

に低くて、ほとんど三分の一くらいの人が頭打ちになつておつたわけあります。そこで、とりえず三万六千円まで引き上げるようにお願いした。それで船員保険の関係は今三万六千円までになっております。これは確かに、賃金の実態からいたしますと、もう少し上の人がいるわけでござりますから、もう少し引き上げるといふことも私ども実は考えてみたわけでござりますけれども、しかしこれを上げることによりまして、関係者の間にもそれが利害の問題もございましようし、またそれに耐え得るかどうかという問題もありまして、その辺は厚生省としては十分みんなが納得のいく線で処理していくべきものだと思われます。そこで、ただいまのところは、船員保険は三万六千円で頭打ちになつておりますが、その頭打ちになつておられる人のパーセンテージはたしか六%くらいかと思つております。比較的、先ほども申しました厚生年金の一万八千円のときのよう、三割もの人が頭打ちになつていてるというような

ほどひどい状態ではないわけござります。これもそのうち私ども引き上げて参りたいと思っておりますが、今日の段階では、一応三万六千円でも六%程度の人が頭打ちになつてゐる程度でございますので、そういう点も考慮して、先般の改正の際には一応これは今後の推移もよく見きわめまして、また筋から申しますれば、お尋ねのように賃金の実態に合わせるべきものであります。向かつて努力はいたしたい、かよう

に考えております。

○八木(一男)委員 今の御答弁で、早く進めていただければそれで非常にけつこうだと思いますが、六%と言われますけれども、船長や何か考へる、數はそうであつても、頭打ちをさしているのじゃ非常に多いと思うのです。六万、七万取つている人が多くて、そういう人が三万六千円で扱われているのじゃ非常に毒だと思います。また、六%という数字だけに反対も少なかろうと思う。該當者自体は反対しないと思う、労働者は。ただ使用者の方がとやかく言うかもしれないけれども、六%程度であつたら別にそれほど使用者の方もとやかく言いませんでしようし、またそういう使用者の方の、そういう者を雇用している会社、かなり大企業が多うございますから、そういう点で問題は少なかろうと思ひます。至急にそういう点を改正していただきよろしくお願いをします。局長と政務次官の御決意をもう一回聞かしていただいて、これで私の質問を終わりたいと思います。至急にそういう点を改正していただきよろしくお願いをします。局長と政務次官の御決意をもう一回聞かしていただいて、これで私の質問を終わりたいと思います。

○太宰政府委員 先ほども申し上げましたように、大体私ども八木委員と同じ考え方を持っております。また関係者の間の機運を醸成するようによく指導して、そういう方向に持つて参ります。

○内藤(隆)政府委員 いろいろ事務的な事柄もあるでございましょうが、御趣旨に沿らよろしく一つ進めていきたく、かように思つております。

○永山委員長 本日は、これにて散会いたします。

昭和三十五年五月十四日印刷

昭和三十五年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局